

平成29年12月11日開会

平成29年12月19日閉会

(定例第6回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
2番 國安 和夫議員	6
5番 國本 悦郎議員	10
10番 石田 修一議員	20
9番 河内 賀寿議員	27
12番 竹谷 和彦議員	29
7番 瀬石 公夫議員	34
4番 西本 篤史議員	44
3番 松田 規久夫議員	48
議案第54号	57
議案第55号	57
議案第56号	57
議案第57号	57
議案第58号	57
議案第59号	57
議案第60号	57
議案第61号	57
議案第62号	57
議案第63号	57
議案第64号	57
議案第65号	57
議案第66号	57
議案第67号	57

議案第68号	57
議案第69号	57
議案第70号	57
議案第71号	57
議案第72号	57
散会	61
署名	62

第2号(12月19日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	65
欠席議員	66
事務局出席職員職氏名	66
説明のため出席した者の職氏名	66
開会	66
会議録署名議員の指名	66
議案第54号	67
議案第55号	67
議案第56号	67
議案第57号	67
議案第58号	67
議案第59号	67
議案第60号	67
議案第61号	67
議案第62号	67
議案第63号	67
議案第64号	67
議案第65号	67
議案第66号	67
議案第67号	67
議案第68号	67
議案第69号	67
議案第70号	67
議案第71号	67
議案第72号	69
陳情第2号	70
議案第73号	72
委員会提出議案第1号	72

閉会中の継続調査について	7 3
閉 会	7 3
署 名	7 4

田布施町告示第60号

平成29年第6回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成29年11月27日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成29年12月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員
松田規久夫議員
國本 悦郎議員
瀬石 公夫議員
河内 賀寿議員
木本 睦博議員
清神 清議員

國安 和夫議員
西本 篤史議員
谷村 善彦議員
林山 健二議員
石田 修一議員
竹谷 和彦議員

○12月19日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成29年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第54号
専決処分の承認について(平成29年度田布施町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第6 議案第55号
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
- 日程第7 議案第56号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第57号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第9 議案第58号
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第59号
田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第60号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号
田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第66号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第67号

- 田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について
日程第 1 9 議案第 6 8 号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について
日程第 2 0 議案第 6 9 号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について
日程第 2 1 議案第 7 0 号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について
日程第 2 2 議案第 7 1 号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について
日程第 2 3 議案第 7 2 号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
各常任委員会の調査報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第 5 4 号
専決処分の承認について（平成 2 9 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号））
日程第 6 議案第 5 5 号
平成 2 9 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について
日程第 7 議案第 5 6 号
平成 2 9 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 8 議案第 5 7 号
平成 2 9 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 9 議案第 5 8 号
平成 2 9 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 1 0 議案第 5 9 号
田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
日程第 1 1 議案第 6 0 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 1 2 議案第 6 1 号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 1 3 議案第 6 2 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 4 議案第 6 3 号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正について
日程第 1 5 議案第 6 4 号

- 田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第65号
田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第66号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
日程第18 議案第67号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について
日程第19 議案第68号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について
日程第20 議案第69号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について
日程第21 議案第70号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について
日程第22 議案第71号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について
日程第23 議案第72号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について

出席議員（13人）

1番	畠中 孝議員	2番	國安 和夫議員
3番	松田規久夫議員	4番	西本 篤史議員
5番	國本 悦郎議員	6番	谷村 善彦議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	林山 健二議員
9番	河内 賀寿議員	10番	石田 修一議員
11番	木本 睦博議員	12番	竹谷 和彦議員
13番	清神 清議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	岩本 周平君
		書記	木村 朋子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
総務課主幹	堀 昌子君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課主幹	田中 和彦君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長（清神 清議員） 平成29年第6回田布施町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、國安和夫議員、谷村善彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

- 議長（清神 清議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

- 議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員、よろしくお願ひします。

- 代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員と私の2名で実施いたしました定期監査及び例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

まず最初に、定期監査ですが、10月11日から13日及び16日から18日にかけて実施いたしました。結果は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、例月出納検査ですが、平成29年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、同じくお手元に配付しております報告書のとおりであります。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告を申し上げます。

す。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は3件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。國安和夫議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） それでは、通告どおり3問質問いたします。答弁者は町長で、一問一答でお願いいたします。

質問事項のその1でございますけど、付帯決議に対する進捗状況についてお尋ねします。

ことしの3月の議会で、波野北住宅建設事業に関する予算につきまして、執行留保の提議をし、再度、調査、検討を求め、賛成多数で可決いたしました。9カ月たちました今日、その付帯決議に対する進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、國安議員さんにお答えいたします。

波野北住宅については議員の皆様からいろんな御意見をいただき、9月議会において波野北住宅建替の詳細設計費について、全額減額補正いたしました。

また、国土交通省の公営住宅長寿命化計画策定指針が平成28年8月に改定されておりますので、これに沿い30年後の公営住宅必要戸数を算出し、町営住宅の活用方法、建替え事業の実施方針等に関する新たな田布施町公営住宅長寿命化計画の費用を予算計上いたしました。

この業務については、改訂作業に入ったばかりでございます。この新たに策定する田布施町公営住宅長寿命化計画の中で、議会とも十分協議させていただき、今後の町営住宅の建てかえ、管理等を定めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） それでは、2問目に移りたいと思います。

実質公債費比率13.1%の状況下での3億円の借金について。建替える予定地の東小学校は児童数が270名、西小が220名、麻郷小が230名、城南小が90名と、東小が一番多いわけでございます。そこに6億円、1戸当たり2,000万円で30戸の低所得者、子育て世代の町営住宅、その中で3億円の借金ということになります。それを建設することに、町民からも疑問の声が上がっております。

また、先月、県内の19市町の財政健全化判断比率が発表されました。実質公債費比率について、自治体が新たに借金をする際、県の許可が必要になる基準18%に対し、田布施は13.1%と超えてはいなかったが、美祢市、平生町に次ぐ県内ワースト3でございました。この財政状況の中で3億円の借金をすることに対し、町長の意見を求めます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

実質公債費比率13.1%のなかでの3億円の起債についてのお尋ねです。

地方債については、地方自治体が防災・減災対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、建設事業など適正な経費であれば地方債を活用できるとされています。

実質公債費比率は、平成21年度決算までは県の許可が必要な18%を超えていましたが、改善が進み、平成28年度決算では13.1%に低下してまいりました。

これまで予定しておりました、波野北町営住宅の建てかえ事業で財政状況を試算してみますと、平成30年度から32年度までの3カ年で、3億2,670万円の地方債発行を予定し、RC構造であるため、耐用年数は70年間であり、この70年間に長寿命化の防水・外壁塗装の改修を4回行うように計画し、その改修1回ごとに補助金を除いて2,320万円の地方債発行を行うようシミュレーションをしますと、実質公債費比率の影響額が一番大きいのは平成50年度で0.5%余りと、実質公債費比率については、あまり影響はありません。

町営住宅の建てかえについては、最初の質問にお答えしましたように、新たな田布施町公営住宅長寿命化計画の中で、建替え住宅の選定や優先順位などを議会においてお諮りをしながら策定したいと思っておりますので、今後、資料ができ次第御協議したいと思います。

現在、町営住宅の募集は波野南住宅、麻郷団地住宅、麻里府住宅の3団地のみで、募集を行いますと、半分以上が母子家庭という状況となっております。特に波野南住宅においては、競争倍率が非常に高く8倍程度、麻里府住宅についても平均で2倍程度となっております。新たな町営住宅の必要性がありますので、御理解をいただき、今後の方針を定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） 今、波野南住宅の募集したときの倍率、7倍から8倍というお話もございましたけど。実は私も行って見て、いろいろとびっくりしたこともございます。今、町長がおっしゃられたのは母子家庭ということであったわけですが、結構ひとり暮らしのお年寄りが非常に多いのではないかと。実は、私の娘もその3階におります。その下で幼稚園の子供が泣いておったときに、1階の扉をあけられてうるさいと大声でどなられたと。それがやっぱりお年寄り、こういうと聞いてみますと、1人では入れないはずなんですけど、結構1人で入っておられる。これは答弁要らないんですけど、そういう状況下にあつて、やっぱり出された書類だけではなく、もう一度いろいろと審査が必要じゃないかと、そう今申させていただきます。

それと、町営の、いろいろ町から計画が出ておるわけですが、私の個人的な意見としては先ほど申し上げましたように、東小学校が270名あるわけです。それに対して城南が84名と非常に少ない状況であるわけです。やはり、町全体を考えると、そういったことも、5年ぐらい前、10年前に決めたからそういくというのではなく、その時代に合わせて見直すことも必要ではないかと、私の考えです。

そして、3番目に移るわけですが、これが一番私の申し上げたかったことです。

これは仮の名前、城南コンパクトシティ構想についてということで、これが波野北住宅計画の予算で、城南に子育て世代と高齢者用の町営アパートをつくれないう質問でございます。

質問の要旨は、現在、町の計画では、数年後に城南団地に8戸の一戸建て住宅を建設する計画であります。それでは、城南小は毎年10名ずつ減っていくと。やはり60名を切ったら1クラス10名、ざっと計算したらそうなるわけですが、いろんなものをやる場合に、8戸分の一戸建て住宅をつくっただけでは、児童を20名から30名ふやすには焼け石に水と。ちょうどこのときに波野北住宅の計画があったわけです。

ですから、私の考えとしてはそういった予算を城南にもってこれないか。城南小学校というものをすぐ統合ありきということでやっても、城南もまた、後から申し上げますけれども、すばらしいところもあるわけです。それで、城南に子育て世代用のアパートを30戸、波野北と同じ計画ですけど。それプラス、城南に高齢者用の、特にひとり暮らしが多いと思うわけですが、そういったアパート。なかなか今ひとり暮らし用のアパートがないわけです。ひとり暮らし用のアパートというのは、小さいアパートで済むわけです。私にも若い建築家の方が、お年寄りが一人で住むにはこのぐらいでいい

ですよと、図面もいただいております。一戸建てにすると長期期間住み続ける可能性がある。

そもそも、町営住宅の最初の目的というのがうやむやになってきているのではないか。最初の目的は、若い夫婦がお金をためて自分の家が建てられるまでの約10年間住んでそれから新築すると、そういうものが最初の目的ではなかったか。ところが、先ほど申し上げましたように、お年寄りひとり暮らしがたくさんいらっしゃると。そういうことで、1つの基準というのをしっかり設けなければいけないと私は思っております。

波野北の土地が大体2カ所に分かれておるわけですが、今回の計画は約3反ぐらいですか、両方合わせますと、平屋の住宅のところ、約9,800平米、3,000坪近くになります。あくまでも私の意見ですが、これを民間に売却、そのお金を城南アパートの建設費用にと。3,000坪の土地を坪2万円で売却すれば、現状のまま、6,000万円。また、今度宅地として20戸分住宅が建てば、土地と建物の固定資産税の収入が見込めるわけでございます。町営住宅であれば、今後町が管理しなければいけない。また、そういったことで町の負担がふえるのみであるということでございます。

それに対して、これから城南のすばらしいところを申し上げたいんですけど、私はコンパスでいろいろ書いて、お年寄りが歩いていける距離が300メートルとすると、半径250メートル以内に、今の城南団地を中心に、保育園とか、小学校、公民館、駐在所、医療施設、郵便局、電気屋、ガソリンスタンド、美容院、散髪屋と。それで、特筆すべきは消防署、消防署には救急車があるわけです。3月の一般質問でどなたかがお話ししておられましたけど、小行司まで救急車が来るのが遅れて1人亡くなったと。城南は目の前に救急車がある。こういったことで、お年寄り用の高齢者用のアパートも可能ではないかということです。

確かに田布施に家を建てるのに、城南だけでなく田布施には働くところがないという意見もあります。これは田布施だけを考えるとそうであるわけですが、光、下松、徳山までが通勤圏と考えますと、子育て世代の移住できる可能性が大と思われるわけです。城南の分譲地が、私が聞きましたところは4万から5万、町内のほかの地域の約半額であるわけです。ここで1つの事例を申し上げるわけですが、最近城南に新築された方の若夫婦で、光市内の会社に勤務しておられる、自治会長もされておる方が、その会社の若い社員に家を建てるのに城南も選択肢の一つと話されたところ、土地代が安いということでこの3年間でその方が4組の若夫婦を移住させた実績があるわけです。あと3組が1年で移住予定であると。1人で7組がこの三、四年で移住させられたと。田布施の人口も多少ふえるわけですが、

以上のように、よい職を持って生活の基盤がしっかりしている子育て世帯に町営アパートというのを提供できれば、町外からの移住者も増加するのではないかと。そうすれば、小学校も地域も活性化すると思われれます。特に小学校は最初の1年に1人でも入っておったら、兄弟が2人、3人おったら友達ができるし、転校するのが嫌だと。最初にどこに住むかによって、どこのアパートに住むかによって、そこにおるかどうかが決まってくるということも聞いております。城南には幼稚園も目の前にあります、そして小学校と。

ただ、ちょっと長くなりますけれど、城南にただ一つないものが、どなたからも言われるのが、お店であるわけです。これが一番問題であるわけですが、これは幸いなことに公民館の隣にJAの城南支所の建物があるわけです。私もJAの理事をやっております関係でいろいろ聞いてみますと、内装もきれいにしてくださる、どなたが借りてもいいと。ただ、地域のためになるなら格安で貸し出そうということになったわけです。そこに私は1つの構想として、城南の地域に合ったお店をつくれればと思っております。これを三、四人の奥さん方から、もしできるんだったら私も金のことは言わん、手伝わせてもらおうと、そういう励ましの言葉もいただいております。そういったことで、そのお店ができれば、コンパクトシティというのは国が定めたことですが、一応そういったコンパクトシティ的なものがそこにできるんじゃないか。

田布施全体を急に活性化するというのも大変ですし、こういったことに協力隊員もかんでもいいと思うわけです。各、今、島とかいろいろ行っておりますけど、馬島とかですね、そういったあれではなく、この前も東京で移住キャンペーンをされたと思います。移住キャンペーンをされたのはいいわけですけど、私の考えは、田布施と大島が2つ並んでブースに立ったとき、どちらに来るかといえ、恐らく周りの環境から見て大島に行かれるのではないかと。それで、庁舎の2階に上がったとき、まず目につくのがほとんど農業関係、農家の夫婦が手を上げているとか、農業関係であるわけです。ですから農業関係だけではなく、農業関係だけというのは、なかなか若い夫婦が来ても経済的な問題があると思うわけです。そういう面からしたら、先ほど申し上げたような実際に経済的に安定的な、光、下松、徳山まで通勤圏になると思うわけですけども、そういったところの方を呼ぶのが一番実現可能な方法ではないかと。そして、協力隊員の方にも、例えば城南でそういうお店ができれば、そこで、今も英語カフェとかやっておられるんですけども、ほとんどの町民が何をしているのかわかると、そういう声をよく聞きます。ですから、田布施町のどこかでそういった1つの実績をつくって、また時間があるときにはそこから田布施全体のことを考える。そういった方法も、目に見えた形で実績が上がるのではないかとお考えをさせていただきます。

長くなりましたけど、こういったことに対するコンパクトシティ、なかなかすぐには難しいと思うわけですけど、町長の御意見をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目についてお答えいたします。

城南コンパクトシティ構想について、波野北住宅計画の予算で城南に子育て世代と高齢者用町営アパートをとの御提案ですが、公営住宅法では、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとされています。

御質問では、城南住宅に8戸の一戸建住宅を建設するとありましたが、これまでの計画では、1棟4戸分の2棟建替えとしておりました。

しかしながら、前の御質問にも答弁いたしました、田布施町公営住宅長寿命化計画を見直し、新たな計画を策定し、その中で、城南団地の建てかえの考え方、優先順位、1戸建て当たり面積、概算建設費等について、議会にお諮りしたいと思います。

また、御質問の中にいろいろな構想がございました。すばらしい構想であります、國安議員さんも城南におられて、城南地域をよく御存じだろうと思います。城南の宿井側には約400戸近い住宅、宿井団地という団地がございました。それが今から約30年前にどんどんと建て、城南も一時的には多くの子供たちを連れた勤労者の方が入ってこられたという経緯がございました。過去の歴史をいろいろと研究しながら、城南がこれからどういう方向に進んだのが一番いい、城南のコンパクトシティができるかということもしっかりと議員の皆さんと検討したいというふうに思いますので、忌憚のない御意見を出していただき、まちづくりに御協力をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國安議員。

○議員（2番 國安 和夫議員） これは答弁要らないんですけど、私の最後の一言として、町の執行部の方もプロジェクトチームというのを立ち上げるわけです。私が議員になってほんと新人なんですけど、そのプロジェクトチームに最初から議員が1名か2名、なぜ入っておられないかと、それがいつも疑問に思っておりました。できれば最初のスタートから議員が1名、2名入るようなことができないかと。そうすれば今までの経過からして、いろんな、庁舎の問題、そして第2庁舎の問題、それにしても半年ぐらい案を練られて、出てきたのがA案かB案かと。それから、もし議会がそれではだめだということになれば、その半年間の時間というのが非常に無駄になるわけです。ですから、最初からそこに議員の方も入れるようなシステムができればいいなと個人的に思っています。これは答弁

要りません。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、國安和夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 質問方式は、最初は一括質問、2回目より一問一答でお願いいたします。

質問事項1の図書館業務につきましては、答弁者は町長及び教育長にお願いします。

通告では簡単に箇条書きしておりますが、執行部宛てには今から申し上げる詳しい補足資料をお渡ししておりますので、それに沿った答弁をお願いしたいと思います。

では、町立図書館と学校図書館について、6点お尋ねいたします。

田布施図書館が開館して四半世紀、25年以上がたつとあちこちにほころびが見えてくるころでもあります。

10月発行の広報たぶせでは、ページ1からページ6まで図書館の特集を組み、町としての取り組みが並々ならぬものを感じさせますが、今年度になって職員配置や施設の現状はどうなっているのかというのを見ますと、これでいいのかという思いが頻ります。

そこで、まず1点目は、館長は今年度は専任ではなく社会教育課長の兼任となっておりますが、その経緯と今後の対応は、です。職員配置の面でいえば、今年度から図書館長は専任ではなく社会教育課長が兼任しています。体育センターの体育協会の指定管理を解き、町が直轄管理したばかりで、そこを管理する社会教育課長の負担はいかばかりかと思っておりますのに、どういう経緯でそうなったのか疑問に思います。勤務形態も図書館は土日が開館で、月曜日が閉館となっております。社会教育課長の図書館長としての勤務は、昨年度と同程度の勤務をなされているのでしょうか。前任の館長と同程度の勤務をなされているのでしょうか。以前のように副館長と割り振ってということになっていなければ、副館長の負担はその分ふえるのではないのでしょうか。来年度もこのような形態で進むのでしょうか。

次に、2点目の館内の壁紙が至るところで剥がれているのが気になります。それへの対応は、です。執行部宛ての詳しい資料の中には剥がれている写真を入れております。今年度、地方史研究会の総会が2階の講座室でありました。壁紙を見ますと、至るところで剥がれています。この写真ですね。その講座室だけかと、階段の壁紙やほかのところを見ましても、同じように剥がれております。この総会には社会教育課長も同席しておりましたので、その辺の状況は把握しているはずですが、今後の対応はいかがされるのでしょうか。

次に、3点目の子供向けの読書貯金通帳の利用状況と大人向けの通帳の発行の予定は、です。広報たぶせや田布施図書館のホームページを見ますと、小学生、中高生向けの読書貯金通帳が発行されていることが紹介されています。子供たちにもスマホが普及し、列車内で本を読む人を見かけなくなってきました。活字離れが進む今日、どんな利用状況なのかが気になるところです。読書貯金通帳は大人向けにも励みになりますので、発行できないものかと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

次に、4点目の2階の講座室の利用状況は、です。2階の講座室でこれまで地方史研究会の総会やビビの絵本の作者を呼んでの講演、ほかにも朗読の会、おしゃべり箱おはなしの会など、図書館業務に関する団体の使用は無料で貸し出されていると聞いております。中央公民館は耐震補強に難があるということで、いずれ改築されるやに聞いています。そこで講座を持っている自由律俳句の周防一夜会の事務局担当としては、その行き先として講座室の利用を検討したいと思っております。現時点での利用状況と、利用に関する条件をお聞かせください。

次に、5点目の町内各学校の学校司書——そのうち司書教諭、免許ではなく資格です。資格所有の有無——の配置と図書指導の実態は、です。学校の図書館、図書室を中心となって運営する司書教諭はいわば読書教育の専門家です。学校図書館法において、12学級以上ある学校には必ず司書教諭を

配置しなければならないと定められています。これに田布施中学校が該当しますが、他の町内各小学校の学校司書、そのうち司書教諭資格所有の有無についても、その配置と司書による読書指導の実態はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、6点目の不登校——保健室登校を含む——児童生徒の町立図書館もしくは学校図書館への活用は、です。以前、公立の図書館の職員が数年前にツイートして話題になりましたが、いじめに悩む子どもの一時的避難所に田布施図書館や学校図書館が提供できないものかと思っています。本に触れることによって世界観が広がり、保健室とは別の意味で何らかの支援ができるのではないかと期待しています。

以上が図書館業務についてです。

次に、質問事項2に移ります。

町道の整備につきましては、答弁者に町長をお願いいたします。

では、テクノセブン前から合同斎苑を通過して農道に至る町道について、2点お尋ねします。

まず1点目は、安全にダンプとの離合ができるよう、町有林側の立ち木伐採の予算化はできないか、です。県道別府竹尾線から入るテクノセブン前から庄山バイパス手前の農道に至る町道が、先般の道路の補修が済み、上組にある残土処分場に入出入りするダンプはほとんどがここを利用するようになってきています。狭い道に大きなダンプが行き来するので、ここを利用する人たちはダンプとすれ違うたびに一時停止してはやり過ぎているのが現状です。その狭い道にさらに町有林の立ち木が道にかぶさっていますので、車高の高いダンプはそれを避けて通りますから危険度は増しています。この状況につきましては、執行部に写真を添付してあります。ダンプが半分以上塞がっているような状況も見えます。以前、建設課長にこの町道ができたから、補修されたから立ち木伐採について尋ねましたら、予算がないと一蹴されました。しかし、町有林と反対側の山陽建材と周南興産の所有地部分はダンプが通れる高さまで立ち木が伐採されています。これも写真に入れてあります。所有者に聞きましたら、自分たちが負担して伐採したのではなく、上のほうから順次伐採されてきたんだと言っています。では、どこがそういった伐採をしたのでしょうか。不思議でなりません。この事業所にも町道を経由して入るトラックがあり、ミラーを破損したことがありますから、ぜひ伐採してほしい旨、そのときに要望を受けました。私は毎日この町道を使用しています。今後も安全に走行したいと思っていますので、今年度中補正予算か来年度予算で早急に対処してほしいと思っています。

次に、2点目は多くの町民の要望がある農道と町道との交差点に信号機は設置できないか、です。合同斎苑前を通り、この町道と農道との交差点はこれまでも何回となく車同士の衝突事故や、カーブミラーへの激突事故が起きている危険な交差点です。これまでも、交差点に信号設置をとの要望は町にも届いているはずだし、この秋の連合自治会での意見交換会でもそういった要望が西田布施地区から出ています。さらに、麻郷地区からは信号が設置できないのなら一時停止の標識が欲しい旨、要望がされています。そのときに企画総務課長からは、町外から信号設置をとの要望があるという答弁もあったように、議事録を見ましたら書かれていました。麻里府地区からは斎苑の案内板で左方が見えないことも指摘されています。

私はいつも通る交差点なので、ここでなぜ事故が多いか探ってみました。これも写真に入れてあります。ガードレールのところに車が隠れて見えません。夏は葛のつるが覆ってこの道とガードレールの間を塞ぎますから、より見えなくなります。絶対と言っていいほど見えなくなります。ほとんどの事故がカーブミラーが設置されていても、農道を横切って合同斎苑前に抜ける道の見通しの悪さに起因していることが、この写真からもわかります。一時停止してカーブミラーを見ますと、先日のミラー衝突事故で新しく設置していますが、このカーブミラーにもへこみが入っています。えくぼがあります。見えにくいです。右を確認しながら恐る恐る交差点に差しかけますと、左方から来ている車が、先ほど説明しましたように、ガードレールに隠れて突如目の前にあらわれるようなこととなります。それを察知されないまま突っ切りますと衝突事故になります。左方から来る車がそれを回避し

よと思うたら、カーブミラーに激突ということになります。さらに、ここのカーブミラーは今では太陽の位置によって、見えなくなるということはありませんが、夏になるとちょうどカーブミラーと夕日が重なって見えます。反対側からの視界がどうか、じゃあ反対側からの視界がどうかというように見ますと、これも写真でお見せしておりますが、麻郷自治会から出された要望のように一時停止の標識も止まれの文字もありません。それから、麻里府自治会から出された要望のように、看板は、以前はもっと高かったんですが、低くなりました。でも、そこの看板の影に車がいることはわかりません。もう少し前に出たら車が見えます。そういう状況です。

以前、斎苑の職員に大きな看板のときに車が重なって見えない旨、麻里府地区民の声を届けましたら、業者が、太陽光発電のフェンスに寄りかかるようにしたいが事業者名がわからないので、と看板は小さくしてくれました。そういった経験があります。現在はその事業者名も後ほど太陽光発電のところで説明しますが、わかっておりますが、そんな措置はとられておりません。

幾らこのようにカーブミラーを設置したり、一時停止の標識を新たに設置したとしても、効果があるとは言えないのが現状ではないでしょうか。これから何十年先と残土を運ぶダンプが通ったり、平生との合同斎苑を利用する人が通ったりし、車が通る頻度の高い交差点へと変わってきていることを考慮に入れると、信号の設置は必要ではないかと思えます。要望の形式はなく、自由記述でいいという説明が連合自治会との意見交換会の議事録にあります。だったら、そういう意見を踏まえ、これらのことを入れて平生町と連携して、柳井警察署に要望書は出していただけないのでしょうか。

長くなりますが、次に質問事項3に移ります。

太陽光発電設置につきましては、答弁者に町長をお願いいたします。

では、町内のあちこちに設置されている太陽光発電について、2点お尋ねします。

まず、1点目は不耕作地等を太陽光発電に利用する場合、町としての規制はできないか、です。町内では至るところで不耕作地が増え、それらが農地転換によって雨後のタケノコのように、昨日はあそこ、今日はここというように、太陽光発電に取ってかわっています。自然エネルギーだからと歓迎する向きがあるかもしれませんが、まだ耕作できる農地がこうも簡単に太陽光発電に変わりますと、エネルギー問題だけでなく、農業振興、自然の残る美しい景観の維持、安全な設備の設置などの点から、何らかの規制が要るのではないかと思っています。具体例を示して説明します。私の住む近くに設置されている太陽光発電の3カ所を見ますと、これも写真をお渡ししています。そのうち2カ所、斎場のすぐ先のところ、それから旧麻里府小学校と川を挟んだ反対側のところ、そして問題にしている麻里府公園のそば、県道と町道に接しているところです。2カ所は早々と防草シートや防草のための石のグリと柵が設置されています。そして、ことしからそのどちらも事業者名が表示されており、片方にはさらに高電圧危険・立入禁止の表示がなされています。残りの1カ所は、これは問題にしているところです。子供たちが自由に遊び、田布施町まちづくり研究会が整備しています麻里府公園のすぐそばで、県道や町道に接していながらも、太陽光発電が事前の予告もなく突然設置されています。見ると、防草シートがないばかりか、柵も設置されておりません。事業者の看板もありません。もちろん高電圧危険・立入禁止の表示もありません。執行部のほうにはその写真が届いているはずですが、幾ら個人の土地だからといっても、高電圧危険という代物をこういう場所に何ら規制も受けず自由に設置していいものだろうかと思っています。

最後に、2点目はこれまでの太陽光発電の固定資産税は確実に徴収できているか。売電価格が低くなり、採算が合わないので撤退している事業所や個人はないか。今後の見通しはどうか、です。太陽光発電をしたのはいいが、固定資産税が高くなるということを業者から説明を得なかった個人経営者が、当初の売電による入金予定が狂い、だまされたとの声があちこちで聞くようになりました。資料によりますと、売電価格が年々下がってきております。この資料は渡しております。全国で採算割れのために倒産した事業所も最近はふえています。これもグラフとして渡してあります。こういった中で、田布施町の今時点での固定資産税の徴収状況と、倒産している事業所や個人経営者はないか。ま

た、これから厳しくなる状況にどう対処するつもりかお聞きします。あくまでも個人の勝手なのででしょうか。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、1番目の質問にお答えします。

まず、1点目は図書館長兼務の経緯と今後の対応についてのお尋ねですが、町図書館長は、特別の場合を除いて、嘱託職員の任期は最長5年となっておりますので、前館長も平成28年度末に5年の任期を終えて退任をしております。後任の人選については検討いたしました。適任者が見当たらなかったということもあり、今年度は社会教育課長兼務となりました。

来年度の対応につきましては、大きな研究事業等の予定がないため、引き続き課長兼務で運営したいと考えております。再来年度以降につきましては、事業の状況や事業内容を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目は館内の壁の補修についてであります。

図書館は平成3年に開館しましたが、経年劣化等により施設の修繕が必要な箇所があり、毎年少しずつ空調等の補修事業や修繕を行ってきております。

御指摘の壁の状況につきましては、職員が剥がれたところをのりづけするくらいの対応は行っていますが、すぐ剥がれてしまうのが現状です。こうした壁紙の剥がれにつきましても、来年度当初予算で要望していきたいというふうに考えております。

3点目は、読書貯金通帳の利用状況についてであります。

図書館では、子供から大人の方まで読書意欲を高め、読書活動を推進することを目的に、読書貯金通帳事業を進めております。

平成28年度の実績につきましては、通帳を4,000冊印刷し、本年4月に町内の各小中学校に配布し、館内窓口においても一般町民にも手元に届くよう準備をいたしました。小学校低学年用として黄色の通帳を、小学校高学年から中学校、高校、一般用として青色の通帳を準備しております。

本町の読書貯金通帳は、各自が読んだ本の書名、感想などを通帳に書き込むもので、50冊でいわゆる満期となります。児童生徒のについては各学校で終了スタンプを押印し、4月から12月の間に、たくさんの本を読んだ児童生徒はグレートリーダーとして、2月の図書館まつりで表彰させていただいております。表彰式では、各小学校3名ずつと中学校1名の計13名について行います。

大人向けの通帳の発行の予定につきましては、当面は発行する予定は考えておりません。既存の一般用の読書貯金通帳を利用させていただきたいというふうに考えております。

次に、4点目は図書館2階の講座室の利用状況についてです。

講座室は、基本的に図書館に關係するボランティア団体等に貸与する目的で設置してありまして、建設当初から使用料も無料となっております。過去3年間の利用状況は、年間約1,200人の方の利用があります。

5点目は、司書教諭の配置と図書指導の実態についてです。

まず、小中学校への司書教諭の配置状況につきましては、本町では全ての小中学校におきまして司書教諭の資格を有した職員を配置しております。

次に、図書指導につきましては、全教職員が何らかの形で図書に関わっていることは申し上げるまでもございませんが、特に司書教諭は学校図書館が読書センターとしての機能が果たせるよう図書の充実はもちろん、自由で楽しい読書活動の場となるような図書室そのものの運営の充実に努めております。

また、読書貯金通帳等の活用をしながら読書に親しむ習慣形成に努めるとともに、読書指導や本の読み聞かせ、学級文庫の充実等、全教職員を巻き込んだ図書指導を現在進めております。

6点目の不登校児童生徒の町立図書館や学校図書館への活用につきましては、文部科学省の通知

「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中に示されている、保健室、相談室及び学校図書館等を活用した緩やかな学校生活への適応化につきまして、本町でも以前にも活用した実例がありますので、今後とも児童生徒の実情を勘案しながら活用をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは続いて、町道整備についてをお答えいたします。

1点目は、町有林側の立ち木伐採の予算化はできないかについてですが、ことしも、秋ごろに周南興産の頂上付近からテクノセブンへ向けて立ち木伐採をしております。さらに、正月までには合同斎苑から周南興産の頂上付近までの立ち木伐採を行うこととしております。

しかし、町道の草刈りや立ち木伐採の要望は非常に多く、全てについて対応できないのが現状です。こうした管理費はすべて町の単独経費となりますので、予算を増額することが、なかなかできません。

基本的には、交通に支障があり危険な箇所について立ち木伐採をすることとしておりますので、再度現地を確認し、危険と判断できれば対応していきたいと思っております。

続いて、2点目の信号機の設置についてのお尋ねであります。

昨年8月、麻里府地域連合自治会から、周南広域農道と町道神過線の交差点への信号設置の要望が提出されました。

この交差点は、合同斎苑への主要アクセス道路で、別府、下田布施、平生方面への生活道として利用者が最も多い交差点です。町道は坂道となっているため、見通しが悪く危険であることから、町としても信号機の設置を柳井警察署に要望しましたが、道路形状等から設置できないとの回答がありました。

このため、麻里府地域連合自治会とその後協議会を行い、白線の引き直しやカーブミラーを設置することで御了承をいただいているところでございます。

なお、意見交換会で西田布施地区から出された信号機設置の要望の件については、周南広域農道と県道光柳井線の交差点のことであり、山口県公安委員会、柳井警察署及び道路管理者が判断し設置する事項であることから、地元の要望書を提出してくださいと自治会にお伝えしております。

最後に、太陽光発電についてお答えいたします。

1点目は、不耕作地を太陽光発電で利用する場合、町としての規制はないのかのお尋ねであります。

不作付地、すなわち農地における太陽光発電設備の設置は農地転用許可が必要であります。農地法に基づき許可不許可の判断がなされ、大まかな農地転用許可基準は2つあります。一つはその転用する農地の立地基準、もう一つは計画が適正に実施されるか否かの一般基準です。

太陽光発電設備を設置する農地転用については、当該農地が農地区分における第2種農地、第3種農地に該当する場合のみ許可が対象となるよう運用をしています。あわせて町では農業振興地域に関する法律に基づき、農業振興地域内で農用地区域を指定しており、農用地区域に指定されている農地については太陽光発電設備を含む農地転用は原則できません。町内の農地を守るため地域分けをして転用規制を行っております。

御指摘の太陽光発電設備に関するフェンスの設置や高電圧危険、立入禁止の看板設置につきましては、再生可能エネルギー特別措置法との関係となります。

国では、全国的に多くの問題も生じてきたことから、本年4月に大幅な法改正が行なわれ、規制が強化されました。この改正の中で、フェンスや立入禁止看板の設置及び20キロワット以上の設備には法で定める情報を掲載した標識の設置が義務化され、既存の太陽光発電設備についても来年3月末までに設置が必要となります。これに違反した場合は、固定価格買取制度の認定取り消しの可能性も生じることとなります。

このほか、経済産業省では、太陽光発電設備の設置、管理に関するさまざまなガイドラインを示し、

設置者に適正な管理を求めていますので、町といたしましては、設置者及び関係機関に、法及びこれに基づく各ガイドラインを遵守した適正な管理をお願いしたいと考えております。

続いて、2点目は太陽光発電の固定資産税は確実に徴収できているか、撤退している事業所や個人はないかとのお尋ねであります。

太陽光発電設備に対する償却資産の課税は、平成29年1月1日において、114件、税額では3,059万円となっております。農地転用や登記済通知書などの情報を注視し、現地調査を行い、課税客体の把握に努めています。

また、その他課税資料に基づき太陽光発電設備を把握した場合は、償却資産税の申告書を業者に送付しており、申告、納税をしていただいております。

現在、採算が合わないで撤退した事業所は把握しておりませんが、設備を撤去した事案はありません。

太陽光発電設備は、固定価格買取制度の見直しにより優遇措置は縮小しており、現在の設置工事は減少している状況と思います。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） まず初めに、教育長さんにお尋ねします。

今年度と来年度、いずれも社会教育課長を兼任させるという意向ということだったと思いますが、館長が土日に出勤した場合には、振替休日とかそういったのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（清神 清議員） 中田社会教育課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 土日、今は町の職員が2人、パートは3人おるんですけども、土日は職員は交代で出ておまして、月曜日が休館日ですので週2日休んでいるという状況です。私は兼務でございまして、土日に常駐はしておりませんが、仕事の打ち合わせとか予算の協議などで行くことはありますけれども、勤務は通常の月曜から金曜という勤務でございまして。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そうしますと、前任者の職務、それを代替する、かわりにやる職員というのはいるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 中田課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 業務上、足りなければパートの増員とかも考えていたんですけども、今のところ、今いらっしゃるパートさん3人と職員2人おりますけれども、それで何とか対応できているという状況でございます。それと、本の整理とか廃棄処分に行ったりというような職員が必要なときは、社会教育課のほうから1人ないし2人が行って、協力体制をとっているところでございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そういった対応を来年度もするというのが、ちょっと合点がいかないんですが。館長という職はそんなに重要ではないんですか、そうなるかと。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 重要でないということはないんですけど、社会教育課長が一番トップですからやっておりますが、いろんな人選の問題とかそういうことがありまして、やむを得なく今やっている状況です。

それと、町で県を交えて、ことしは図書館の推進の計画書の作成もありましたんですけど、これも今までのものを改定するものですが、そういったものが来年ありませんし、県を含めてそういった大きな事業があれば、当面考えなければいけませんけど。社会教育課長はよく図書館のことがわかっておりますし、司書も2人おりますんで、いろんな形で適任者が見つかるまでは何とかそれでやっっていこうということで、決して軽視しているというような状況ではございません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 今の副館長、聞くとところによるとこの3月までというように聞いております。そうすると、来年度もこういったことが続けていくちゅうことになってくると、うまく回るものだろうかというふうに懸念しております。その辺はどうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 御指摘のとおり、私たちもその辺は考えておりますけれど、今のサービスが落ちるようなことでは困りますし、議員さんも御存じのように、田布施の図書館については周辺の住民の方にも高い評価をいただいております、そういった面で非常に利用者も多いということがありますので。御心配いただいていることは十分認識しながら、サービスとかそういった信頼度が低下しないように、十分気をつけていきたいと思っております。また、そういう状況がちょっとでもお感じになりましたら、御指摘いただけたらと思っております。十分、サービス低下にならないように努めていきたいというふうに考えます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） いいですか、館長と副館長が、今までやってきた、そういったような方が来年度からいなくなるんですよ。副館長のほうが再任用という形で、また図書館業務を着くということであれば違ってくるかと思うんです。けれど、また新しい人がそちらのほうに行って、右往左往することにならへんかという、そういった懸念を持ちます。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そういうこともありますので、十分こちらもその辺を考えながら、人事のことにつきましては、来年度については今から検討していかなきゃいけないこともあります、基本的には今議員さんが御指摘の館長については当面、来年は社会教育課長でいって、全体の図書館の質の低下については決して起こらないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） よろしくお願ひいたします。

その次に行きます。壁紙の件です。

幾らか職員が糊付けして補修しているというようなこともやっていたようですが、何かそれでは賄い切れないところがたくさんあるというふうに。これを専門業者によってきちんと糊付けしていくのか、それとも全部剥がして壁紙を新しくするのか、それとも塗料を吹きつけてやるのか、それによって予算が変わってくるかと思うんです。来年度予算、要求する予定ということなんですが、どういう形で要求するのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 中田課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 今、業者のほうにロビーと講座室の補修ということで見積もりをお願いしているところがございますので、一応できるだけ安価で見栄えのいいやり方でやりたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） どれぐらいを試算しておられますか。

○議長（清神 清議員） 中田課長。

○社会教育課長（中田 正美君） 試算はしておりませんが、見積もりをいろいろとってみて、できるだけ安く見栄えのいいものができるようなことで、具体的な予算要求は今つくっているところでございます。今、検討中でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 次に行きます。

3点目の読書貯金通帳です。

中高生向けの貯金通帳の学年を取り除けば、安易に大人向けも兼用できるんじゃないかと思っております。そういった点で、御検討いただけませんか。

- 議長（清神 清議員） 中田課長。
- 社会教育課長（中田 正美君） 小学校高学年あるいは中・高・一般用として青色の貯金通帳もごさいます。これで一般の方も利用できると思いますので、当面はこの既存の通帳を利用させていただきたいと思っております。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 4点目の2階の講座室の利用状況についてなんですが、月曜日とか祝日の休館日の利用はどうなりますでしょうか。今、一夜会のほうは中央公民館を使用しております。土日祝を問わず利用できています。いかがでしょうか。
- 議長（清神 清議員） 中田課長。
- 社会教育課長（中田 正美君） 図書館のほうは休館日が月曜と祭日ということになっておりますので、それは使用はできない状況でございます。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 中央公民館が撤去されて、私たちの講座ができないちゅうことになってくると、そういった弾力的な運用というのはできないものか。それとも、社会福祉会館か西公民館に行けということになるのでしょうか。
- 議長（清神 清議員） 中田課長。
- 社会教育課長（中田 正美君） 図書館については、図書館条例施行規則というものがございまして、休館日も規定されているところでございます。この規定によって運営しているものでございますので、休館日は利用のほうはできないということでございます。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 次に行きます。
- 5点目の学校司書の配置の件なんですが、司書教諭資格を持っている人が入っているということです。学校司書の雇い主はどこになるのでしょうか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 司書教諭につきましては、資格をとるかとらないかという問題ですけど、田布施町については小中学校5校全部、1人の場合もありますけどほとんど2人以上の司書教諭の資格を持った者がおります。人事異動の問題にもなりますけど、皆おりますので、必ず図書館の世話をやるとか図書を中心となっております。これは各自治体で困っているようですけど、幸いありがたいことに田布施町についてはどの小学校も田布施中学校も、議員さんも一定数の学級以上ということは御存じだと思いますけど、それにかかわらず田布施の場合は、ありがたいことに、どこの学校にも持った先生がおりますので、専門的な立場で対応できるというふうになっております。もちろん県費負担教員でございます。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 学校司書の、もう一点お聞きするんですが、他の業務と兼務となって図書館業務、それへの支障というのはありませんか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 当然これは課題の一つではありますけれど、校務分掌上に校長には、必ずその分負担軽減して、図書教諭については他の面で必ず仕事の量、校務を減らすようにという形でしております。今、いろんな職員団体のほうからもそういった面での苦情が来たことはございません。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 次に6点目です。
- 投書した職員、ツイートした職員は受け入れてもいいということなんですが、問題は、学校あるいは町立図書館の職員がそれに対してどういう意向を持っているかというのが気になる場所なんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 不登校の件ですが、今おかげさまで不登校は減っておりますが、今のところ図書館を利用して緩やかな回復という状況の子はおりません。本人の意向もありますので、そういう気持ちがあればうちについては学級でも町の図書館でも対応したいというふうに考えております。以前もそういうことで非常にうまくいった例もあります。これは不登校よりも生徒指導問題のある中での不登校の子供でしたけど、よく館長さんも対応していただきましたし、議員さん御指摘のとおり十分活用していきたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） では、次に質問事項2のほうに入ります。

伐採の件につきましては、正月までにとということで安心しておるんですが、以前、私が管理している麻里府公園のカイツカイブキが台風で倒木したときには、町民課の職員がすぐに来て、業務の一環としてすぐにチェーンソーで処置してくれました。

今回も多大な予算がかかるというのであれば、建設課の職員が業務の一環として処置はできないものだろうか。私の近所の住民に聞きましたら、そりゃあ職員がやればええじゃないかって言われたんです。その辺はどうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 町道160キロございますので、全てを町の職員でということではできません。今、中央南のところも町の職員で立ち木の下の方の伐採、街路の伐採をしておりますが、それだけでも結構時間をとりまして。職員の本来の仕事がたまってしまうという状況になっておりますので、できれば伐採は伐採で業者のほうに託して、伐採した木の処分が結構時間をとりますので、そこら辺については職員でやれるところもありますけど、基本的には業者に委託したいと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 次の交差点の件です。

これまでに地区自治会連合との意見交換会等や町外の平生町等から、この交差点への信号設置の要望は何件あったのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 正式に信号機の設置ということで提出しているのは、麻里府地区の分で1件でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） では、実際にその交差点の現地確認、私は行ってから写真を撮ったんですよ。町の職員のほうもそういった現地確認はされて、柳井署に要望を出しておられるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 当然、うちの職員も現地確認を行って要望も行ってありますし、警察署とも一緒に現場での確認も行って、警察署のほうからもそこでの設置は形状的に難しいということで回答をいただいております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） あそこで何回も車の衝突事故が起きております。それから、カーブミラーへの激突も何件か起きております。そういったことを踏まえて、信号設置はできないということなのか。先ほど言いましたように、カーブミラーがへこんでおったり、夕日がまぶしくて見えない状況、そういったのをきちんと把握してから要望を出しているのかどうなのか。ちょっと気になるんですが。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど町長の答弁にもありましたけど、あそこの農道と町道の交差点のところもある程度危険だと思いますけど。私たちが事故が多いというのは、県道と農道の交差点がございまして、ちょうど役場側のほうのところ死亡事故等も起きておりまして、西田布施地域からの要望については県道と農道との交差点のところでは信号機の設置をしてほしいという御要望がございまして。警察署との協議の中でも、通行量の調査をしてみないとわからないけれど、國本議員さんが言われる農道と町道との交差点よりも、県道と農道との交差の信号機の設置のほうがまず可能性が強いだろうということで、御回答をいただいているような状況であります。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 時間が少なくなりましたので、太陽光のほうに移ります。

連合自治会との意見交換会では、町が介入するのではなくて地元住民との話し合いで処理してほしいというようなことが書いてあったと思います。先ほどの町長答弁では、国の規制があるということで、町としても何らかのそういったことを管理者に伝えていきたいということだったと思います。

私が問題にしている麻里府公園の業者につきましては、町のほうで、確実にその辺は管理をうまくするように、柵をつけたり何やかんやするように、お伝えできるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 柵をつけるということを要望できるかということですか、町でやれるかということですか。町で柵のほうを要望してくれということですか。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 国の規制があるから、事業者は町のほうからそういった柵の設置と表示、それをお願いできないか。こちら住民のほうに任せるのではなくて、町のほうから設置者に要望をお願いできないだろうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） そこだけを意味して町が要望してくれやと言われるのか、多くの設置者がいっぱいおられるわけで、その都度町が要望せいかということになるとちょっと問題があるので。あくまでも設置者がその問題に対応するように、この春ですか、新しく規制した中には柵もつけなさい、看板を立てなさいという規定がちゃんと出ておりますので。その申し出の仕方も細かく、インターネット調べればあるのかもしれませんが、やれというふうに書いてありますから。あくまでも設置者がそれを申し出てやるということになります。町をそれが言うわけではありません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 連合会との意見交換会では、危険な状態など特異な場合は緊急措置として行政で対応する場合がありますと、こういったふうに書いてあります。お願いしたいと思いません。

○議長（清神 清議員） 時間がちょうどなんですが、答弁を1分ほど。

○町長（長信 正治君） 要望というよりか、町からもお願いはします。お願いはしなきゃいけないと思います、危険なところは特にそうです。基本的にはあくまでも設置者において義務化されている問題でありますから、設置者がちゃんとやりなさいということでありますので、その方に申し出をしていくということになろうかと思えます。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩をとります。10分間休憩をとります。10時40分に再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午前10時29分休憩

午前10時41分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、石田修一議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 通告どおり4件の一般質問をさせていただきます。一問一答方式で、答弁者は町長をお願いいたします。

その前に、国道188号線麻里府地区歩道の拡幅工事ですが、これは、町長を先頭に国に陳情していただきまして、今、8割近くできております。非常に明るい環境になっております。完成すれば、これは住民の安全が確保できるということでもあります。まず、お礼を申し上げておきます。

それでは、一般質問第1、第2庁舎の計画についてであります。

6月議会の一般質問で、庁舎建設計画についてお尋ねしたところ、第2庁舎、この案の議論も深めていきたいと答弁されました。今後、建設計画をつくる場合に大切なことは、住民サービスの向上に資する施設であると同時に、職員が使いやすい施設であることが重要であります。トップダウン方式で決めるのではなく、ボトムアップで計画案をつくることが重要で、職員の合意形成を図るべきと考えております。

そこで、第1、第2庁舎案の議論は具体的にどの程度進んでいるのか、また、町長はどのような考え方で進めていくのか、今後の方向性について。第2、建設計画の企画立案に当たってはトップダウンでなく、各課の職員の合意形成が必要と思うがいかがか。この2点について、まずお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは石田議員さんにお答えいたします。

第2庁舎案は、ことし2月の町議会や庁舎問題等検討町民委員会において、本庁舎の耐震補強や改修工事を進めていくことを説明した際に、老朽化し耐震性がない中央公民館の問題や、場所がわかりにくく本庁舎と離れている保健センターの問題を解決する一つの案として、第2庁舎の案を初めて御説明しました。

その後、本庁舎の実施計画業務委託契約が締結できたことにより、今年度、初めての庁舎問題等検討町民委員会を10月13日に開催しました。本庁舎の耐震補強工事については御意見はありませんでしたが、第2庁舎についてのコンセプトやスケジュール等を事務局につくってほしいとの御意見がありました。

こうした町民委員会の御意見を踏まえて、町職員で構成する庁舎問題等検討プロジェクトチームから11月27日に報告を受けました。その概要につきましては、本日の全員協議会で御説明いたしますが、内容は中央公民館や保健センターの問題点、第2庁舎整備の必要性や4つの基本理念及び建設場所・レイアウト・年次スケジュール・概算事業費などの案を詳細に報告してくれています。

プロジェクトの中では、建設場所だけ一つとっても中央公民館側か、または本庁舎側にするかなど、さまざまな議論がなされたようですが、一つの案として、本庁舎の駐車場側として、第1庁舎と第2庁舎に連絡通路を設けることとしています。失礼しました、連絡路を設ける、通路ではありません、連絡路を設けることとしています。

町としても、報告を受けたばかりでありまして、今後、来年度の本庁舎の耐震補強、改修工事に向けて具体的な準備や予算化を進めるとともに、第2庁舎案についても町議会や庁舎問題等検討町民委員会と協議しながら、できるだけ早期に計画を具現化していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） この第2庁舎の件につきましては、私を含めて4名の方が一般質問ということですので、後の方にしっかりお願いしますけど、平成29年10月13日に第6回庁舎問題等検討町民委員会が開催されております。第2庁舎建設計画をそこで検討されておるんですけど、余り積極的な意見は出なかったように聞いております。メンバーには知識人や地域の自治会長さん、役職者の方のメンバーであります。一番情報を持っているのは町の職員の方々というふうに思っ

おります。特に、将来を担っていく若い職員の意見、これをしっかり聞いてほしい。

また、先ほどもちょっと話がありましたが、議員も地域住民の代表でここに選ばれて出席しております。議員のほうにも検討段階から、早い時期から意見交換の場に出席できるように、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

先日の庁舎問題等検討町民委員会で、執行部のほうから第2庁舎に総務部を移す案も、そういうこともいろいろ検討しておるといふふうに答えておられるようですが、この、今、耐震化でいく本庁舎、これのレイアウト、それから活用というのをしっかり、まずやっていただいて、そして今度、例えば総務部が移るんであれば、町長、副町長、司令塔をそちらに移していくとか、そうして今度は空いておるところ、どこが空いておるか、そういうことも調べて、全体のレイアウトを見直してみるということもしっかりやっていただいて、今、耐震化でやる本庁舎の予算というのが出ておりますけど、それも少しふえるようになるかもわかりませんが、総合的に効率のいい建設ができるように。そして今度予算のほうも総体で圧縮できるような、そういう計画を立てていただいたらというふうに思っております。一言答弁をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） この後、全員協議会いただきまして、第2庁舎については御説明を申し上げますが、うちのほうの職員のグループがしっかりと協議しまして、その結果の報告を先般受けたばかりであります。しっかりとやっているなという気持ちもしますし、耐震化とのかかわりもしっかりやってみるし、本庁舎のこちらの問題と第2庁舎との関連もしっかり協議した中において、議員の皆さまにも御相談申し上げるといふ形として、私のほうにも提示いただいておりますし、議員の皆さんにもしっかりと見ていただいて、やはり必要なことは必要としてやらなければいけない問題でありますので、十分、御協議いただきたいというふうに思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） それでは、第2問の質問に入ります。

水道関係については、2つに分けて質問をさせていただきます。

水道料金の引き下げについて、田布施町は昭和57年に柳井地域広域水道企業団に加入し、渇水期の水不足を解消することができました。しかし、平成12年から水道事業は赤字体質が続いております。赤字を解消するために水道料金の引き上げをしまりました。

現在は、他の地域より倍以上の水道料金になっております。20立米当たり4,622円、これは県下で一番高い水道料金であります。家庭用水では県下で一番安いのが下松市、これ皆20立米に合わせてみました。下松市が1,505円、岩国市が1,674円、光市が2,220円で、柳井地域1市4町は先ほど言いましたように4,600円強で、近隣の市町の倍以上の水道料金であります。

工業用水に至っては、田布施町は1立米当たり、現在200円であります。それに対してこの柳井広域の中、1市、柳井市は県の支援で今年度45円まで下げております。その前は95円、そして現在29年度から45円。柳井地域以外の市町というのは、ほかの防府とか下関とかいろいろありますけど、工業用水については、高くても20円以下、こういう単価であります。だから、今この柳井市をのけた4町については、一桁違うわけですね、工業用水。これが現状であります。

田布施町は町の活性化のため、企業誘致、定住促進を今現在、推進しておりますが、現在の水道料金は大きな障害となっております。そこでお尋ねします。

第1、現在の水道料金について町長はどのように考えておられるか。第2、本町の水道事業は平成12年より今日まで赤字体質が続き、具体的な改善策は示されておられません。この経緯と結果についてもお答え願いたい。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

水道料金について、県内の状況を見たとき、柳井地域に属している1市4町は県内の高額上位にランクされています。田布施町において、1世帯で月に20トンの水を使用した場合の使用料は4,622円、先ほど申されたとおりであります。県平均よりも1,891円高くなっています。また、柳井地域の1市4町全てで4,700円前後の水価で並んでいるため、県内の市町を単純に比較すると高い水道料と言えます。

しかし、一方で柳井地域の水道事業を考えた場合には、今までの経緯も含めて考慮すべき点もあるのではないかとの思いもあります。柳井地域は、大きな河川がないことから、水資源に恵まれず、大渇水に見舞われると慢性的な水不足に悩まされ続けてきました。水不足地域、常習渇水地域であった柳井地域の水道事業について、県や関係市町が協議を重ねて解決策としてたどり着いたのが、広島県との県境にある弥栄ダムでした。昭和55年に促進協議会が発足し、その巨大事業がスタート、平成12年に二十数年の歳月をかけ、この事業を完成いたしました。

水価については、遠距離導水等の膨大な施設整備費が必要であったため、県内で最も高い水道料金となりましたが、一方で水不足という不安から解放された住民は、日々の暮らしの安心を得ることはできました。このように考えますと、料金は高額でも安心・安全の対価として必要な経費ではないかとの思いもあり、複雑な心境であることには変わりません。

次に、水道事業の改善策についてお答えいたします。

田布施・平生水道企業団の事業経営については、田布施町、平生町から財政支援が必要不可欠となっており、今日まで事務事業の見直しなどにより、積極的に経営改善に取り組んでまいりました。

まず、収入確保対策として平成25年6月より、水道料金の改定を行い、受益者や皆様に御負担をお願いしました。また、事業経費削減対策として、簡易水道の事業統合、人員削減、維持管理を中心とする事務事業及び委託事業の見直し等も実施しており、一定の効果も出てきております。

しかし、赤字改善策として抜本的に解決すべき、柳井地域広域水道企業団に支払う受水費と田布施川河川改修時において、上水道施設を移転したことに伴う多額の企業債、この大きな要因が、今なお企業団経営を圧迫しています。

受水費については、平成28年度からトン当たり120円から113円となり、少しではありますが、改善されてきました。しかし、起債の元利償還については、既に借り換えなどによりできることはやってきております。このように考えますと、今後も苦しい経営状態が続くことが予想され、引き続き、これからも積極的に経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） これ水道料金引き下げ、そして次に、水道事業の改革と、関連していきますので、答弁のほうも改革のほうの話もちょっと出ましたから、3番の水道事業の改革のほうに移らせていただきます。そして総合的に質疑をさせていただきます。

3番、水道事業の改革について。

田布施町は、柳井地域広域水道企業団に加入し、昭和61年3月に策定された整備計画に基づき、責任水量を守っている。そのときの整備計画では、柳井地域、これは1市4町です。柳井市、田布施、平生、大島、上関の人口は増加することを見込んで、この計画は作成されております。

しかし、平成22年の計画給水人口は11万7,253人と、そのとき設定しております。しかし、計画に反して人口減少が続き、11万7,000人に対して、現在、約半分の6万2,000人、こういう人口であります。それだけに大幅に整備計画のもとになっている人口推計に狂いが出ております。そういう状況の中で、なぜ責任水量の見直しはできないか。

そして、隣の県、広島県では、現在、県と市町が水道事業について事業統合を目指し、協議に入っております。広島県も山口県と同じように人口減少をしております。人口の減少や、浄水場の更新費の増大、収益の悪化ということを懸念し、そういう予想を立てて業務の一元化で経費を圧縮する水道

事業の改革に取り組んでおります。現在、経営統合をさらに発展させ、広島県全体の水道事業の一本化を目指して、事業統合の中で水道料金の格差是正、これに取り組んでおります。そこで、町長にお尋ねします。

第1、柳井広域1市4町の責任水量の見直しをしてはどうか。

第2、同じ柳井地域広域水道企業団1市4町の中で、柳井市は県水道局の支援で、工業用水は28年度まで95円、これが今年度にまた45円に引き下げられました。田布施町を含む4町は現状の200円のままであります。このような点について、どのように考えておられるか、答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

責任水量の見直しについての御質問ですが、責任水量については、この事業が開始された当時の需要予測等をもとに、各市町に振り分けられており、柳井地域広域水道企業団として、1日当たり2万6,990トン、田布施、平生両町で1日当たり5,650トンの責任水量が割り当てられております。

平成28年度における柳井地域1市4町の責任水量稼働率を見ますと、全体で77.5%となっており、ちなみに、稼働率の一番低い上関町は59.3%、一番高い田布施、平生両町では90%となっています。このように、各市町は責任数量までの水を十分に利用することができてない状況となっており、このような状況において、各市町の責任水量を見直すことは、柳井地域広域水道企業団として、割り当てられている全体の責任水量が見直されない限り困難な状況です。

また、工業用水の問題につきましては、飲料水と別ルートでの整備が可能かなどについて検討委員会において研究させていただきましたが、現時点では困難との結論に達しております。

最後に、1市4町で県に対して積極的な交渉をするべきではないかの御質問ですが、県に対しては、これまで水道の高料金に対する補助の要望等を繰り返し行い、今までに元利償還金の返済や高料金対策等に対して、補助金の交付を受けております。また、11月28日には柳井地域1市4町の水道高料金対策として、新たな補助制度を創設してほしい旨、県知事及び県議会議長に対し、関係市町の首長や地元選出の県議会議員とともに直接お願いしてきたばかりであります。

水道事業は、住民の生活に直結する問題であるため、県として責任ある対策を考えていただきたいとの思いは常に持っておりますし、今までも県に対して機会のあるごとに、水道料金の県内均一化などを話して対策をお願いしております。今後もその思いは変わりませんので、水道事業に関する諸問題の解決に向けて、積極的な県の関与を要望してまいります。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 失礼しました。町長のほうに通告をしておりましたけど、もう一つ、3番、広島県では、県と市町で事業統合、料金格差の是正に取り組んでいるが、1市4町で県に対して積極的な交渉をすべきと思うがいかがという、この質問について、町長のほうで御答弁いただきました。ありがとうございます。

今、これ弥栄ダムから柳井広域水道にも、これで責任水量を決めて5,650トン、これは田布施と平生ですけど、この件について、山口県のほうに責任水量、これらについての積極的な交渉はできると思うんですけど。と言いますのも、厚生労働省は広域水道整備計画について、5年から10年をめどに県と問題があれば、そういうひずみがあれば、県と積極的に見直しや修正を行うようにと、こういう指示を出しております。

先ほど説明しましたように、この62年に出しておる資料というのは、もう人口が戻るということで、人口12万7,000で給水人口は11万7,000ということをやっておりましたが、実際には、もう人口はその半分の6万2,000になっておるということになれば、県と積極的に、これは話ができるのじゃないかというふうに思っております。

それともう一つは、国のほうは広域地区というものを柳井広域という小さい枠から、もう少し大きい枠へということを全国的に支持をしているわけで、そしたら柳井広域だけでなく、光、岩国、これらと一緒に大きい東部広域という形でも推進すれば、人口は柳井広域の人口は少ないけど、岩国、光は人口も多いわけで、だから先ほど言いましたように、岩国の1,505円ですか、柳井広域が6,222円、だけど岩国は1,505円、光市は少し高いですが2,220円、これらと一緒に広域をつくれれば、そこまでまけろとは言いませんけど、2,500円ぐらいの数字にはなってくるのではないかと思うんですけど、こういう動きも検討されたらどうかと思いますが、町長、御答弁お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 石田議員さんも、以前、水道議員で御一緒に研究をさせていただきましたので、よくおわかりと思います。

水道の難しさというのは、一本化にして県が一本にしてほしいという要望も随分したんですが至りませんでした。それはなぜかという、やっぱり水道によって、その自治体自治体が守っていかうとする姿勢が強いんです。

そのために岩国は正直言って、ここの一帯をカバーしてくれれば大変助かるんですが、柳井広域水道に旧由宇町が入っています。御存じだと思います。旧由宇町もわずかですが、柳井広域水道の中に入って、負担しているのですが、岩国さんだから考えてくれやという話を随分申し上げたこともあるんですが、できることなら脱退したいと、お金払ってでも、というような状況なんですよ。

一つに大きな問題がここにあるのは、県全体の合併等によるいろんな状況がそこにずれてきたというのがあって、今回の、この広域的な水道以上に、以前の市町村合併の広域的なものが少し絡んでいるかなという思いをしながら、この水道事業には取り組んでおります。

その辺は一切言わずに、県の知事の方に、先般、先ほど答弁で申し上げましたが、知事、それと同時に一番よく知っておられる柳井議長、全国議長会の会長になっておられますが、その議長も、当時、大島町の合併前に町長をやられていまして、詳しいんですよ、大体。我々よりはるかに詳しい。隣の山田町長もずっと長くやっておられるのでよく知っておられます。

過去の古い人をいろいろ引っ張り出しては、その辺の話をするんですが、今、いらっしゃらない方も随分おられるんで、厳しいんですけど、できることなら、当初議員さんと一緒に県一本化、広島並みにしようよという要望はこれからも続けて県のほうには申し出ていきたいと思いますが、県も一所懸命その辺を考慮しながら、先般の要望に対しては、だいぶ前向きな答弁をいただいておりますので、一本化が一回にできるということはないにしても、少しわて、この柳井地域の水道料金の格差の違いというのは、県においてもよくわかっているからという話を聞いて、対応してくれるのじゃないかなと思います。

一応、問題なのは、工業用水であります。今、質問の中に、柳井の工業用水が随分下がったよと。これ下げられるんですよ。柳井は工業用水というものを、別のプロダクションから柳井に引っ張っている。田布施、平生はそれに入りたいということで、以前、要望をして御承知かと思いますが、田布施・平生水道企業団で行ったときに、田布施、平生の企業さんが自分なりに検討されて申し出て話をしたときに、数十億かかると、数十億ではないのだが十四・五億かかるよと、そこから引っ張れば、というようなことで、二の足を踏んでやめられた経緯があります。

それは行政が負担してあげれば間違いないかもわからないが、そんなことは到底できる状況ではありません。そういう関係で、今その辺の見直しも、工業用水については、先般、直接、知事に、知事の要望である企業をやって、しっかりと瀬戸内海地域の企業をしっかりとやっていかなきゃいかんというのも含めて、話をして、それはようわかっているという話をいただきました。

ですから、その辺も踏まえて、これからはしっかり水道の料金対策については、私ができる範囲で一所懸命やっていきたいのと、御承知のようにこの莫大なこれだけの大規模な五百何十億という金を

かけてつくった、この弥栄からの水道が、今の時代にそぐうているとは思いませんけど、やっぱりその辺を踏まえて、県としっかり協議していくということが大事だろうと思いますし、できることなら山口県全体の水道は、県に一律の水を使うんだというような気持ちで、いろいろ協議をしてもらって、初めて統一県民だよというふうにしていけなければいけませんねという話が先般してきたばかりであります。一つこれからも議員さんとして、御協力とご支援をいただかないと、我々一人が首長で行け行けと言われても相手になりません。皆さん一緒に、議員全員と含めて県に対しては申し出をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。答弁になったかどうかわかりませんが、そういう状況であります。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） 町長、石田も前は水道議員であったのではないかというふうに言われましたけど、そのとおりで、町長とも何回も話して、町長は一所懸命この水道の分について努力しておられるのは理解しておるんです。

理解しておるけど、どう考えても、今の田布施町の将来、それを考えたときに企業誘致もしないといけなし、定住促進もしないといけなし。その難しいということはわかっておりますし、改革のために人員の削減とか、いろんなことをやってこられて、これもやるだけのことをやってきました。

だけど、どうしても、この今の現状はこのままでおいておいたら、どうしても田布施、平生も含めてですが、この4町は、いずれは沈没の格好になる。だからどういう形があろうとも、これは取り崩していかないと、厳しいのはわかりますけど、これは我が町の発展のためには避けても通れない大きな問題だということで、あえてこうして申し上げておるんで。今、町長も言われましたように、これは町長一人ではできません。だから、今こういう状況の中でできないということになると、将来もできないということのなるというのは、政治力もしっかり活用してほしい。

現在、田布施町には国会議員の方、衆議院、参議院2名おられます。そして、県議員も田布施にはお一人いらっしゃいます。そして、先ほど町長言われましたように、この4町の中には、大島町に県議会議長もおられます。

だから、この方が一体になって、先ほど言いましたように、厚生労働省が言っているように広域水道整備計画について、見直しを積極的にしてくださいよと、ひずみがあった場合になった場合に見直しを積極的にしてくださいよと、これは国のほうで言っているわけで、これは県のほうにも積極的にそういう方向にきなさいと。

だから今現在の隣の広島県は、ひずみをなくそうと、全部地域が発展するように料金を一本化していこうという格好で現実に動いておるわけですよ。だから、山口県も、この水道の一本化はいずれやっつかんにかんにかん。だけどその前に、一本化できないにしても、岩国と一緒にさせてもらうか、光と一緒にさせてもらうか、そういう動きというのは、これだけの国会議員の方、県議会議員、県議会議長もおられる中で、一緒にスクラム組んで交渉して、これができないと言ったら、この料金の引き下げはできませんよ。

今、私が最初に水道料金の引き下げはというふうに申し上げましたけど、これははっきり言って、今の状況だったら町長も御存じのようにできるわけではないんです。現在も4,622円、工業の料金1立米当たり200円、これについても、そのほかに田布施町から1億円、平生町から1億円、今の田布施水道企業団の赤字に一般会計から補填しておるじゃないですか。だからそれを含めると水道料金も今の田布施、この料金がどれだけの料金になるか、こういうふうな異常な料金のままで経営していくということは、これ実際に、これからは公会計、今度、次に質問しますけど、公会計制度に入っていく。行政で一般企業と同じように経営していくという格好になりますと、これだけのハンディがついた場合には問題があると。

もう一つ、しつこいようですが言いますけど、この防府の鐘紡が、ああして逃げたというのも、結局、水道料金が50円で高いということ。今、鐘紡もこれは9月ですか、ことしの9月ですか、何

ばに下げましたですかね、50円を20円まで下げて、そして企業誘致を推進していくということも防府市でもやっております。

だから、この水道料金については、これ町長大変でしょうけど、一人じゃできないという十分理解しております。だけど、これは避けて通れない問題ですので、しつこいようですけど頑張ってもらいたい。もう一度、答弁いただきまして、次に移ります。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） よく了解しております。水道がやはり一番大事だというのはこの地域を活性化していく上で、一つの基本でありますから、先般の要望でもしっかりとそのへんを知事に、そして議長にお願いして、対応してほしいということで、しっかりと受け止めていただいておりますので、これからはそれをどれだけこちらから要望していくかということが大事になってくるだろうと思いますので、ここの柳井市を含め1市4町でしっかりとその辺を話をして、過去のいきさつはあまり言ってしまうのがないから、とにかくやってくれというお願いを、今は切り替えて進めておりますので、ご指摘のとおり、これからも引き続いて、できる限り皆さんのお力を借りながら、いっしょにやっというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） もう一つ、荒っぽい言い方ですから御答弁は要りませんが、もしこれ責任水量とかそういう格好で、県のほうに1市4町でぶつかって行って、だめということであれば、逆に田布施、平生は柳井広域から脱退ということも、荒っぽい言い方ですけど、あるんじゃないかというふうに思うんです。

というのは、これ田布施の浄水場1日当たりの配水能力、これは現在でも最大で9,700立米あるわけです。以前は足らなかったんです。だけど、今は田布施も平生も人口減少は続いておまして、現在、どういうふうになっておるか。27年度が7,424立米、28年度が7,562立米。というのは、人口減少と、今は洗濯機とかいろいろ電化製品にしても性能がよくなっていますから、水道水もそれだけ使わんでも済むというふうな状況で、こういう状況ですから、今一つの水道、それだけ要らないのにエンジンを2つつけておるわけですね、柳井広域と田布施・平生水道企業団。

だから、実際に柳井広域一本に絞っていくのか、そして一所懸命やっても聞かなければ、うちは脱退して平生と田布施は、田布施・平生水道企業団で、これで賄っていきますよと、今まで水が足らなかったけど今は足りるので、ほいじゃ、前に進むことができないんやったら、引かしてもらいますという荒っぽい言い方もあると思うんです。そうしたときにどういう水道料金になるかと、完全に半分になるわけです。これも町長もよく御存じのはずです。

だから、もう押してもだめなら引いてみるじゃないけど、そういう荒っぽい作戦も入れるなり、そして今度、田布施の水は工業用水として思い切り下げる。それから柳井広域をもう少し大きい広域に持っていくために、政治家はしっかりと動いてもらって、言い方は悪いかもわかりませんが、これはそういう要求をしっかりとお願いしたいということで、次の質問に移ります。

最後の質問です。これはさらりといきます。

町職員の人事評価についてであります。地方公務員法改正に伴い、平成28年度4月から能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入等が実施されることになった。この人事評価制度は地方公会計制度への移行に伴う職員の意識改革、以前の予算全部を使い切ることに気を使っていた行政から脱皮し、民間企業の企業会計複式簿記、これへの移行、日々の収支バランスや内容を考えて効率的な行政経営への移行であります。

新しい職場環境に対応できる職員をつくるための制度だというふうに思っております。今年度でこの人事評価制度というのは2年目になると思いますが、現年の成果と課題についてお尋ねします。これ4項目ありまして、一つは、人事評価制度の整備状況と適正な運用のための組織体制づくりは構築されているか。

第2、評価者の公正な評価が求められ、評価制度を上げるためにどのような方法をとっているか。

3番目、評価の結果、勤務成績が良好でない職員について処遇面にどのように反映され指導・育成をしているか。

また第4で、優秀な職員のモチベーションを高めるため、特に優秀な職員はどのような処遇をされているか、この点についてお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは4点目の御質問に対してお答えいたします。

昨年度から本格運用となった人事評価制度は、田布施町人事評価制度実施要領に基づき行っております。評価方法は目標達成評価と人材育成評価の2つで、自己評価の後、第1次評価、第2次評価の2段階評価とし、評価結果を開示するとともに、苦情及び意見の申し出ができる制度となっています。

評価に当たり、目標設定時の期首面談・中間報告時の面談・期末面談を行っており、この面談を通しての助言・指導が人事育成の上で重要だと考えています。

また、成績が著しく不良の場合には、日常的な助言・指導のほか、昇給や勤勉手当に反映することとしております。一方、特に優秀な職員の処遇についても、今後、任用、昇給、勤勉手当への反映を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 石田議員。

○議員（10番 石田 修一議員） この人事評価制度、これ民間でもやって企業改革、そして今後将来への職員づくり、従業員づくりということで意識改革をやっておるわけですが、行政のほうもこれからは経営という立場で考えていく時代に来たなど。

これも公会計制度がその例であります、やはりこれからはしっかり行政のほうの意識改革、それから環境も変えていくということになれば、どうしてもこの人事評価制度、これを推進していくということによって、組織の改革ができるというふうに思っておりますので、これからひとつ、この人事評価制度をしっかりとやっていただければ若い、いい職員を将来のために育てていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問事項は、命名権募集、図書館などで試してみたいということをお願いいたします。質問方式は、1問だけですので一問一答です。答弁者は長信町長でお願いします。

最近、山口市は、西京スタジアムの命名権募集を始めました。市によると、命名権料は年200万円以上で、希望期間は3年以上。愛称の一部に「スタジアム」か「球場」を含むことが条件とのこと。

県も維新百年記念公園陸上競技場の命名権の募集を始めており、県内でのこういった募集が相次いでいるように思います。身近な場所を例に出しますと、お隣の柳井市は命名権導入については、大分前から盛んであり、柳井市民球場が「ビジコム柳井スタジアム」になってしばらくたちます。

野球部の父兄の話声を耳にしたことで言いますと、以前は「柳井球場に何時に集まりましょう」と言っていたものが、最近では、「ビジコムに何時に集まりましょう」に、明らかに変わっています。こういった例から、命名権によって企業名が広く浸透する効果が十分あることがわかります。

さて、本町の図書館などで募集をしてみたいはどうでしょうか。どこかの企業と契約成立して、幾らかのお金でも入れば、新刊書を買う代金などにも使用できるのではないかと思います。もちろん図書館に限らず、本町の施設全般で検討されてみてはどうかと思っております。以前も命名権関連の質問をしましたが、そのころよりも増して、県や市がこの件では積極的なようなので、また質問といたしました。

御回答よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、河内議員さんにお答えいたします。

命名権の募集は公共施設の命名権を民間企業等に一定期間付与するもので、ネーミングライツとも呼ばれております。近隣の柳井市を初め、県内各市でも行われており、県でも県有施設として、初めて維新百年記念公園陸上競技場について募集されたところですが、県内6町での事例は、まだございません。

ネーミングライツの現状としては、大きな集客が見込まれる施設において競争で契約になっておりますが、施設によっては、募集に苦慮されており、落札されても最低価格での落札が多いとのことですので。

御質問でございます図書館については、全国でも数例しかなく不調になったものもございまして。近隣では、広島市において、こども文化科学館とこども図書館、あわせて年間108万円での事例がございまして。

本町におきましては、残念ながら大きな集客を見込める施設がございませんが、今後、調査研究は行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 大体、予想どおりの御回答で、大体そういう慎重論と申しますか、まだまだ町でやっているところは少ないので、現状としてはそういう感じだとは思いますが。

ただ、こういう命名権の募集というのは別にこれをしたからって、町が何十万とか何百万とか、お金が大損するようなことではないので、やってみる価値はあるんじゃないかと思っております。別にお金が損になるようなことはないのです。

あと確かに施設としては、球場みたいにでかいものであるわけじゃなくて、うちの町の持ち物ですから、それこそ集客能力その他に関しても、全然、こじんまりとした感覚になるので、何百万円も大それた金額をするわけじゃなくて、10万円単位の金額になるとは思いますが。少なく、年間50万でも、30万でも、20万でも、その金額が少なくなる設定になるかもしれないんですけど、やってみる価値はあるんじゃないかと思うんですけど、別にリスクはないと思うんですけど、何かどうか、本当正直やっても見ようかなという感覚はございせんか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 確かに言われるのはよくわかりますし、またそういうところで集客がいっぱいあれば、それは入札したって多くの方が申し出るのかもわかりませんが、現状、田布施町でそういう状況があるかないかという判断をしなければいけないし、またその命名権をすることによって、その維持管理に対しての対応もしっかりとした中で命名権に持って行かないと。こんなものに命名権かと言われても困るわけで、それなりの対応はちゃんとした上でやらないといけない。要望があれば私どもはありがたいことですから、お名前を貸して支障がなければ命名権によって年間いくらかでも収益があるという、行政としてのありがたい話であれば、受けたいと思うのですが、今の段階でそれを公募して、あるいは話を出してというのは、もう少し研究して、実際にあるかないかもしっかり調べた上で、そして実際に命名権がうまくいって、その後にその命名権以上の諸費用がかかることのないような対応もしっかり考えていかなければいけないという思いもします。そういう状況であります。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 諸費用はまず、募集のときの紙代とかは、その広告は多少はかかると思っておりますけども、実際に図書館でどこか何々産業、何々企画みたいなのがもし引き受けられても、維持費とかいうと恐らく入り口のところに、ビジコムもそうですけど、そこの企業名が貼ってもら

ような、何かそういう貼るような名前をつける分ぐらいしか、何か維持で金がかかるものに関してはそのくらいじゃないかと思うんで、そんなにお金のかかるものじゃないでしょうし、もしそれがビジコムの「ビ」が落ちたら、その「ビ」をつけるような、そのビジコムの会社がしてかもしられせんし、こっちの引き受けておるほうがしても大した金額じゃないと思うんで。

もちろん経費に関しては、命名権に関してはそんなに考えるほどではなくて、どっかもし本当に引き受けてもろうて、何ぼかお金が町の財政に入るといのは、本当にもうけもんじゃないかなと思うぐらいのいいことと思うんですね。こういうのは別にあしたすぐしようというほどの緊急を要することじゃないので、十分、皆様で検討してもろうて、別にさっきも言いましたけど、図書館以外の公園なり町民グラウンドなりいろんなほかの持ち物もあると思いますので、その分野でじっくり検討していただければと思いますので、町財政にちょっとでもお金が入るような意見として、今後、また検討していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ただいまの時刻が11時42分ですが、少し昼には早いんですが、次の質問者が途中になりますので、ここで休憩をしたいと思います。再開は、13時10分よろしいでしょうか。1時間半弱ありますので、13時10分に再開いたします。よろしく願いいたします。

では、暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午後 1時10分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩をほどきます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。竹谷和彦議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは一般質問を行います。私は3点の質問を行いまして、一問一答方式でお願いします。答弁者は町長さんお願いします。

1問目です。種子法廃止についての町としての対応は。

来年4月1日より種子法が廃止される。種は国民にとって命ともいえるかけがえのない存在であるが、コシヒカリ等の栽培がいづれできなくなったり、農家が確保していた種を使った農業ができなくなることが懸念されている。日本農業新聞（2017年11月30日）によれば種子法廃止により種の価格が高騰したり、遺伝子組み換え種子が蔓延し、国民の食の安全が脅かされるという懸念がある。今後の町としての対応についてお聞かせ願いたい。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

お尋ねの種子法とは、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、稲、麦、大豆などの主要な農作物を対象に、優良な種子の生産、復旧を進める必要があるとの観点から制定されました。

山口県においても、これまで県農林総合技術センター指導のもと農業団体と連携し、県内への優良な種子の安定供給に取り組まれてきたところです。

しかしながら、昨今の情勢を鑑み、市場の多様なニーズに対応した種子開発を強力に進める必要から、これまでの都道府県による一元的な種子開発、供給体制に加え、民間企業との連携による多様な種子の開発供給を促進するため、国において法の廃止を決定されたところです。一方、法廃止の趣旨を着実に実施し、円滑に移行する観点から、都道府県のこれまでの開発供給体制の維持に必要な財源の確保や、民間事業者が参入しやすい環境づくり等を内容とする附帯決議が、あわせて採択されたところです。

本県においては、山口県平成29年度6月定例会の知事答弁にもありますように、このような法廃止の趣旨も踏まえ、当面、優良品種の決定をはじめ、原種の確保や種子生産農家への指導など、現在の体制を維持することとしています。また、長期的には、市場ニーズを踏まえた、より競争力のある品種開発や種子生産も今後の農業生産の競争力の強化にとって不可欠でありますので、種子の開発研究、供給の中核となっている県農林総合技術センターにおいて、民間企業等との連携による新たな種子供給の体制づくりもしっかりと取り組んでいくとの方針を示しております。

本町においても、これら県の方針を支持し、動向を踏まえながら必要があれば協力体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

今のはよくわかりましたけども、元農林水産省の山田正彦さんというのが、さかんに最近インターネット等で呼びかけを行っていらっしゃいます。それをちょっと読んでみましょう。日本の農業の危機的問題、これは日本人の健康、命にかかわることです。これは日本人の健康、後にどんな副作用が出るかもわからない体に異変を生じ、脳障害や心臓などの内臓疾患、奇形児が生まれるかもしれない。皆さん一人一人にかかわる大事なことです。この記事を拡散し、たくさん人に教えてあげてくださいとのことです。以下、原文を読みますと、「参議院では附帯決議をつけて種子法が廃止されても、都道府県の優良品種の奨励制度等が残り、予算を確保できるつもりでしたが、実は近く農業水産省から種子について大事な通達があるとのうわさがあったので、連絡していたら、きょう、私のところに農水産事務次官により通知が届いたのです。そこには明確に運用基本要綱、種子制度の運用、一代雑種審査基準の審査、指定種苗の運用を廃止する。以上命により通知するとあります。

種子法廃止後の都道府県の役割についても、これまで実施してきた稲、麦、大豆の種子に関する業務の全てを直ちに取りやめることは求めるものではないとあります。都道府県においてはしばらく続けてもいいが、国の予算措置が厳しいぞと言わんばかりです。しかも民間業者による種子、日本モンサントのとねのめぐみ、三井化学のみつひかり等の生産、参入が進むまでの間は原種子等を維持して、それを民間業者に提供する役割を担うと。

これで公共の種子として農家に安く提供されてきたコシヒカリ等の多種・多様な固定種はなくなり、モンサント等の民間の数種に限られることに。農業競争力強化支援法第8条4項、政府はこの農競争力支援法の8条3項の独立行政法人（農研）都道府県の種子の知見を民間に提供するとあるのはモンサント等外資に適用すると答弁しています。

農研は国の予算だけで毎年2,000億円が投じられ、既に遺伝子組み換えを組み換えのコメの種子、（WRKY45）等が試験栽培されています。その蓄積された知見が全てモンサント等に提供されることとなります。既に9月から研究職員が民間に出向しています。

そうなれば、日本も三井化学のみつひかりのようにF1の種子でなく、遺伝子組み換えの米を食べざるを得なくなるのではないのでしょうか。米国、カナダ、オーストラリア等は主要農作物は、州立の農業試験場等で栽培された安全で安価な公共の種子なのに残念です。というふうなことを言っておられます。

あとはインターネット等でこのことに関して、盛んに討論とか述べられますので、ちょっと見ていただいたらいいと思うんですけども。政府のほうはこのことによって、種子の値段は下がると言っているんですが、実際は海外にその権利をとられて、値段が上がるんじゃないかということが懸念されているということなんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） その種子法は国が見せることで、県はですね、県知事の答弁を先ほど町長が申しましたけど、これまでと同じような体制でやっていきたいということを聞いております。町

としてどうこうと言っても、種子法に関してましては、町がどうこうできるわけでもないし、ただ見守っていて何かあれば、関係の農業機関とも対応していきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 実際、メキシコなんかはモンサント等が独占をして、今は非常に高いロイヤリティーを支払わされているというニュースもございます。日本がそういうふうにならないように、今までどおり安心安全な種がみんなの口に入るように、先ほどもありましたけども、本町は国会議員さんも出ておられますので、国民生活で大変危険なほうになったら、ぜひ町としても意見とか要望書を出していただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 答弁要らないですか。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 答弁お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これは町だけじゃなしに議員さんも一緒になって申し出ていくという意見書をつけていかないと、田布施町は、町はやっちょる、ほかの人は知らん顔じゃない、議会も一緒になってやってるよということだろうと思います。

非常に難しい種子法の問題なんで、今、田布施がすぐそれを対応してどうこうしましょうという状況にはならないと思いますが、先ほど課長が答えたように、県と打ち合わせながら山口県の農業を守っていく、あるいは山口県の生産者を守る、そういう意味からも必要なことだろうと思いますので、しっかり勉強してまいりたいと思います。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

それでは2問目に行きます。2番目です。

本町の空き家対策の推進状況と今後の見通しは、ということで質問いたします。

本町でも年々空き家が増加しており大きな問題となっている。先般、テレビで阿武町の空き家対策が報じられていた。阿武町では中古住宅の仲介を行政が行っており、大きな成果を上げているようだ。利用者も行政が間に入っているのが安心だというインタビューが出ていた。今後、田布施町でも阿武町の手法を研究・取り入れる予定はあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

議員の御提案であります阿武町の空き家対策の取り組みについて、今後、参考にさせていただき、本日は本町の取り組みについて御説明申し上げます。

現在、本町の空き家バンクの登録件数は8件で、そのうち6件が成約済みとなっております。空き家バンク登録物件に対するニーズは非常に高く、新規物件をホームページに登録すると相談件数も途端に多くなり、成約に至るケースがふえております。

本町においても、物件に対する行政が仲介を行っており、安心して相談等を受けております。その登録申請の情報を社団法人山口県宅地建物取引業会柳井支部、または公益社団法人全日本不動産協会山口県支部に協力依頼し、空き家所有者と賃貸の媒介契約を締結することになっております。今後も、ニーズが高いことから登録に関する周知活動、空き家情報の充実を図り、移住・定住の促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

他町のいいところはまねをして、本町でも取り組んでいただきたいと思います。ネットからの阿武町の定住サポートの資料を出してみたんですけども、Uターン奨励金というのを単身世帯で10万円と、家族世帯20万円出しますよと。ただし、山口県内のUターンは除くということで、それとかI

ターン奨励金、単身が10万、20万とこういうふうに奨励金を出しておりますが、こういった方の取り組みというのは、今後いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 阿武町は、各種奨励金、先ほど竹谷議員さんが言われましたUターンの奨励金やIターンの奨励金ということについて実際やってらっしゃいます。

うちのほうについてはそういった奨励金については、実際やっておりません。やっぱり一回やりだして、なかなかそれを単独の町費になりますので、なかなか国の補助制度等を使ってやるということではできませんので、これを始めて実際にどれだけの効果があるとか、その辺を見て、慎重に検討しないと、一回やりだして後の人についてはもうやらないとかいうこともできないと思いますので、その辺については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。ちょうどこの議会質問を出した次の日ぐらいに、ちょうどテレビをつけておりましたら、今度は島根県の邑南町のことをやっておりました。石橋町長が出られていろいろインタビューに答えておられたんですけども、こちらは人口が約1万1,000人の島根県の邑南町です。これはUターン・Iターンによる定住化が増加しているということで注目されているということでやっておりました。

ここの町の目玉の施策は、二人目からは無条件で保育料を全額無料にしているということで、全国でも珍しいということでございます。そして中学校卒業まで医療費が無料であると、この2つを施策としてやっておりまして、こちらはもともと2000年の初め、当初、日本創成会議が発表した消滅可能性都市というのに入っておりまして、これではいかんということで、奮起されたようでございます。

その日本創生会議の議論といたしましては、若い女性が減少する地域は今後消滅していくというものでございますが、邑南町の場合は、実態が逆で現在の25歳から39歳の若い女性が大きな転入超過となっております。町の活性化につながっているということでございました。

こちらはよくB級グルメというのがありますが、こちらはこだわりのA級グルメというのをやっているそうです。だからイタリアンレストラン等のシェフを呼んで、地産地消のレストランをつくる等、町を挙げての6次産業化を進めてまいったと。ですから、広島を中心部から1時間の距離にある町でございますので、広島からそのおいしいものを食べに来ると。本町でも何か特色のあることをぜひとも進めていっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先般来からニュース等でいろいろと見るんですよ。あくまでも今の山口の阿武の関係にしろ、いろんなところの関係もよく見るんですが、基本的にはお互いに真似をして競争し合うと。ええとこは、もちろんとっていけばいいんですが、それに持っていけるだけの財政がどうなっておるかという、もとの根本に戻ってこない。きょうも議員さんから質問があったように、やっぱり会計的なもの、特に自治体の会計制度にかかわって銭のないのにどんどん出せよ、そうしたら交付金が入るいやというようなもんじゃありませんので、やっぱりそれなりのことをしっかり調べて対応していかなきゃいけない。

阿武町の前の中村町長さんと、何回かよう話したことがあるんですが、相当のこの辺にない危機だ。ただ、先般も人口のニュース出ましたけど、阿武町さんも3,200人見当でほとんど動かん状態ということを言われていました。入ってくるけえ、増えるんじゃないですかといったら、やっぱりそれは高齢者のバランスの問題で、何ぼ転入者が入ってもやっぱり難しい部分があるよという話をされてきました。ただ、世代が若返ってくる方法を一つ考えないといけないと言われた。先ほど若い女性が多くおるといふ、この辺がやはりこれからのまちづくりの大きな基本かなという思いがします。

田布施町においても同じようなことでいつも言われています。ここの地域は非常に部分的に人口が

増加しているのに何が原因かなと言ったら、宅建法にかかわって土地の関係が非常に安いところには、やはり多くの方が転入されておる。働き場所もありながら、柳井近郊あるいは光近郊から田布施に通勤する。それはなぜかちゅうたら、土地が安くて家を建てて若い間はそこでやれるからということをよく聞きます。私の同級の子供さんなんかは、何人もここへ来て話をするんですが、やはりその辺だろうと思います。

いろんないいところはしっかり利用しながらやっていきたいし、今、竹谷議員さんが言われたように、まちづくりには行政に何もかもじゃなしに、やはり地域全体が一体となる。そしてそこに住んでいるいろんな業者との連携をうまくとってやっていく。

議員さん、私が言わなくてもみんな御存じですから、その辺は対応してやっていただいておりますので、できるだけそういう方向をとりながらやっていく必要があろうかなという思いをしております。ちょっと答えにちょっと遠のいた部分がありますけど、そういう状況であります。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

今後の田布施町を存続させていくためには、やはり人口減を止めなければいけませんので、私どもも頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、3問目に行きます。

田布施の特産品開発としての「どぶろく特区」の活用について質問いたします。

先般、テレビで田布施農工高校の生徒がつくる日本酒やどぶろくのニュースが流れていて、農工祭で生徒のつくったお酒が大人気で飛ぶように売れていた。町内の方でどぶろくの製造に目につけて取り組んでいる方も出てきているようだ。田布施町はせっかく「どぶろく特区」に指定されているのだから、町の特産品開発のために、行政として何らかの支援をすることはできないものかをお尋ねする。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

田布施町の「どぶろく特区」は、平成22年11月30日付で国から認定されました。

内容につきましては、酒税法の第7条第2項にあります最低製造数量基準の規定を「特定農業者」に限り、「特定酒類」において適用しないというものです。

しかし、酒造に伴う各法律、酒税法の特区に関係のないその他の規定や食品衛生法、その他の法律につきましては、通常の酒造事業者と同様に、法律に即して事業を行う必要がございます。

これまで町内において事業化の動きはありましたが、実際の事業者はいない状態です。その一方で、田布施農工高校が全国唯一の酒造免許を持つ高校として、日本酒の研究開発をしており、本町としても田布施町農水産物等ブランド構築検討委員会の活動を通じて、協力し活動を行っているところです。

しかし、その研究開発の成果である日本酒、どぶろくにつきましては、あくまで研究開発の一環で生み出されたものであり、酒造税法の関係で、学外での販売はできないと聞いております。

その制約の中で、昨年度は「第12回全国どぶろく研究大会」において、田布施農工高校は事例発表を行い、本年度も秋に東京浅草にて「まるごとたぶせ」ということで、田布施農工高校酒造部と田布施町が共同してイベントを開催しました。

本町におきましても、特産品開発につきましては田布施町農水産物等ブランド構築検討委員会の活動を進めており、田布施農工高校との協力も引き続き進めていきます。「どぶろく特区」を利用しているどぶろく事業者への支援につきましては、実際に事業者からの相談等があった際に、支援の検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

先般、テレビで、どぶろくに取り組んでいらっしゃる方が一人出ていらっしゃいましたよね。お尋

ねしますが、今、全く町役場の企画財政課のほうに問い合わせはないということですか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今のところはございません。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 特区が使えるというのは、県内でも2カ所だったですか非常に少なく、せつかくですから、ぜひそういう方に取り組んでいただきたいと思っているんですけども。何か町のホームページを読んでみますと、自己の酒類の製造場において、みずから製造した米を原料としてやらないといけんとか、あるいは農家民宿や農園レストラン等、酒類を自己の営業場において飲用に供する業務、旅館、料理、飲食店などをあわせ営む農業者とかということになると、町内を見ますとそれほどできそうな人はいらっしゃらないんですけど、そういうあたりの当たりというのはいでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど町長のほうから答弁しましたけど、先ほどの民宿や農園レストランなどということにつきましては、特定農業者というふうに言われますので、それが特区で6リットルに達しなくてもつくれるということですので、それが特区をとったメリットということがございます。

2年前の平成27年に、そういった動き、民間の方でいらっしゃったんですけど、途中でのうちもその方に対して補助事業を、国の補助事業使ってどうにか支援していきたいということで、実際に補正予算にもつけて議会の御承認もいただいた経緯もあるんですけど、途中での採択もちょっと受けられなかったということもございますし、事業者のほうも、今のところトーンダウンしているというような状況で、今のところそういった動きがないというのが現状です。

でそれから、うちとしてもそういった事業者の方が出てくるということがありましたら、そういったところを、ほかのどういった事業が補助事業とかあったりとか、そういったところについても一緒に考えて支援していきたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

ですから、先般のテレビを見ていますと、たまたま私と同級生の方が、農家を改築してどぶろくづくりに取り組んでいるというのが出ておりました。ちょっと、もし今後も前に進むようであれば、ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 続きます、瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いします。

1点目の質問は、平成30年度の保険税についてです。答弁者は町長でお願いします。

それでは質問をいたします。

本町の保険税は、町内では低い位置で推移している。その要因は医療費総額が下がっているからであり、平成28年度国保会計の決算では、繰越金が約1億2,000万円以上となっている。住民からも「保険税は高くて払えない」との声が高まる中で、この機会に保険税を引き下げるべき時期だと考える。

また、国は平成20年度から医療費適正化や収納対策に取り組む保険者への財政支援として「保険者努力支援制度」を創設した。700億円から800億円規模の予算が措置されることになっている。この医療費適正化等への取り組みを強化することにより、病気の予防や健康の保持・増進が期待され、

財源の確保も図られる。住民の保険税負担の軽減にもつながると思う。そこで、町長に次のことをお尋ねします。

1、県が示した標準保険料を参考に、町が決定する保険税額はどのようになるか。

この機会に一般会計繰り入れ等により、社会保障の観点から保険税を引き下げてはどうか。

3、町が医療費適正化等の取り組みを行うことにより、保険税率に影響を与えることとなるが、町として今後どのように取り組むのか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

1つ目は、国民健康保険の税額についてであります。現在、国民健康保険の都道府県化に向けまして、県が各市町に示す標準保険税率の仮算定を行っていますが、本町の現行税率と比べると高く設定される見込みであります。

上昇が見込まれる場合、激変緩和措置等により上昇幅が抑えられることとなりますが、医療費の自然増分や過年度の精算金等は緩和措置の対象にならないとされており、県が示す標準保険税率は平成29年度に比べますと増加の見込みであります。

しかし、町としましても保険税率の上昇はできる限り避けたいと考えております。平成30年度につきましては、本年度の繰り越し財源等を活用することで、現行税率で据え置きたいと考えております。

また、2つ目の質問に対する回答にもなりますが、補填を目的とする一般会計の繰り入れ等につきましては、今後、赤字とみなされ指導等の対象となるため実施することができません。今後のことを考えますと、財源には限りがありますことから、将来的に県が示す標準保険料率を採用することになってくると思います。

なお、県が示す標準保険料率は、現在、県内大半の市町が採用している所得割・均等割・平等割の3方式となりますが、この標準方式と異なる方式を採用している市町は、本町を含め3市2町です。このうち本町を除く3市1町は、3方式に資産割を加えた4方式であります。長門市と美祢市とは平成30年度から3方式に移行予定と聞いております。

本町は現在、介護分のみ所得割と均等割の2方式を採用しているため、平成31年度以降は3方式とし、足並みをそろえたいと考えています。県では年度末から年明けにかけて、国等からの係数等が示されるため、できる限り早く市町に事業費納付金や標準保険料率を示すことができるよう、全力で取り組むということでありました。町といたしましても、県に協力し円滑な移行に努めたいと考えています。

3つ目は、医療費適正化等の取り組みにつきましてであります。

現在の主な取り組みとしましては、まず、多くの人に医療費に関心を持っていただくことともに、請求の誤り等を見つけるために、医療費の利用情報を2カ月に一度通知しています。また、現在、処方されている先発医療品をジェネリック医療品にかえた場合の差額を年に2回通知し、ジェネリック医薬品への切りかえを促しています。

ジェネリック医薬品については、希望者の意向が伝わるようなシールを作成し、被保険者証の発送時に同封しています。このシールを被保険者証に貼ることで、医療機関に希望を伝えるようにしています。

このほかに、同じ病気や症状などで複数の医療機関を受診されている方の情報から、アドバイスによる効果が見込めそうなケースを抽出し、電話や訪問による相談対応やアドバイスを行っています。なお、医療費への関心をより一層持っていただけるよう、毎年、広報紙に関連記事を掲載しており、本年度も掲載を予定しております。

今後もこれまでの取り組みを継続するとともに、全国の先進事例などを参考にして、効果的な取り

組み等がありましたら、積極的に取り入れ、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今、1で質問をいたしたわけですが、県のほうが標準保険料を今度示すと、これは今度ではなしに平成29年9月8日に山口県医療保険課のホームページの電子メール配信文書一覧で、30年4月から国保制度が変わります。これは県のほうに移管されるということで、1人当たり保険料額の比較というのがありまして、田布施町は現在8万2,487円の保険料。これが改正後は9万6,704円となり、増減額で1万4,217円上がると。その上げ幅は17.2%でございます。

そして、5年前に田布施町も保険税を上げたわけですが、そのときは、5年前ですね、増減額が1万480円、増減率が10.8%で、それを上回る分だけ上げ幅でございます。そして、先ほど町長が示されたのは、こうなっているけど田布施町は上げないというように、さっき言われたのですが、これは非常にいいことですけど、それなら県が示したこの数字ちゅうのは、いったい何なんですか。それで、さっきちょっと気になることがあったのですが、激変緩和をして最終的にはこれに持つていくということですか。その辺をちょっとよろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） その資料は県が仮算定として市町に示した資料であります。それに示されている保険料に数年かけて近づけるようにということで示している数字です。

実際の数字は、またこれから、まだ含まれていない係数とかもありますので変わってくると思いますが、数年かけて示すわけで、一気にその金額に上がるというわけではありません。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） これは、いずれは1万4,217円になるということですね、田布施町は。一番上がるのが和木町、次に上関町、和木町が2万8,819円、上関が2万1,751円、田布施町が1万4,217円、その次が岩国、光、柳井と続いておりますが、結局、上がるちゅうことは今まで田布施町は努力をして医療費を、町民の皆さんが医療費総額が少なかったと。

今度、県と一緒にになったら、いずれはこの県のおりに上がるちゅうことではないですか。それはやっぱり一般会計でも入れて、今後補わんにやいけんのじゃないですか、町は。皆さん、今まで保険税がちゃんと成り立っているものが、県と一緒にやろうとしたとき、今度は上がるんじゃないから。

その辺で、来年は絶対上げんとさっき言われたのだから、どういう努力をされて上げられんのか、聞きたいところですが長うなっちゃいけんで、将来も上げてもろうちや困るですいいね、今の水準で行くんなら。そういうことをちょっとお答えしていただきたい。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今あります繰越金や基金などを活用しまして、なるべく上昇は抑えるようにしていきたいと考えています。

しかし、いずれは県としましても県内同じような金額にしたいと考えています。そして一般会計からの繰り入れにつきましては、先ほども申しましたように、今後、赤字とされ指導の対象となりますので入れることができません。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今、1番の医療費を上げることについては、激変対策でじわりじわり上げていくということで、それはずっと上げて、今、繰り越しをつぎ込むから一時的には上がらんちゅうような、それは県と一緒にになったから、その分プラスアルファで上がる分については、それは町なりが面倒を見て、その分、上がらんようにせんにや、一緒になったばっかしに、今までいっぱい貯金をしよったと。今度、よそと一緒にになったら上がるちゅうんじや、それは困るんで、よくそのあ

たりは心がけておってほしいということを言いまして、これを言うたら長くなるんで。

次に、2番目の今、一般会計のことをございます。一般会計、先ほどから入れたら国から叱られる、ペナルティを食うということだったと思うんです。それじゃけど、この新聞ですね、まあ、新聞の中でも実際に正式な文書でも、もう国からインターネットなんかに出て見ておるんです。見ておられたのなら、知っておられると思うんですよ、私が言わなくてもええと思うんですが。

さっきの言い方がそうでしたから、これを上げることができん、一般会計から繰り入れることができないというのなら、この新聞が、「税金で穴埋め容認、国保は赤字で、厚生省方針」という、赤字で税金で穴埋め、一般会計から入れることを厚生省が認めたと、これは10月19日の山口新聞ですが、「国民健康保険の運営移管を半年後に控え、厚生労働省が税金による自治体の赤字穴埋めの容認に転じた。」と、赤字の穴埋めの容認に転じた。「背景には保険料が上昇する市町村が多いとの試算が出て、加入者の反発が現実味を帯びてきたとのそういう現実があるから」と、まあ、上がるちゅうことになりゃ住民がうるそうなるんで、一般会計からでも入れてくれと市町村はということになったと、ここに載っておるんで。

そして、和木町がこれに対してちょっと関連記事で載せております。和木町は県の試算で、移管後は年間の平均保険料が12万4,155円と2万6,819円増との結果が出たと、町の担当者は国の財政支援が入っても予想より保険料が高くなるようだ。繰り入れは続けざるを得ないという状況。和木町なんかは繰り入れをせんにゃしょうがないと、住民の反発が現実味を帯びてきたと。

全然さっき言うちゃったことと違うですいね。これは和木らちゅうたら大事になるよね。新聞でここまで載せておるんじゃから。繰り入れちゃいけん国が指導をしよる、そんなことはできんと書いてる、まあ、田布施町はどうですかね。

水道にも1億円から入れよる、それはええこと、水道料は高いんじやから、そういう気持ちにちょっとはなれんですかね、まあ、その辺を。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 水道とかは全ての町民が対象となりますけど、国民健康保険の場合は、一部の加入者のみに財源を充当するようになりますので、水道とかとは同じ考えにはいかないと思います。ですが、今の国保の繰越金等の財源を活用して、できる限り保険料が上がらないようには努めていこうと考えています。以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ちょっとね認識不足があると思うんですよ。水道は62%ぐらいだと思うんですよ、取っているのが。国保の加入者は30%ぐらい、それだからその辺は、あとは社会福祉をどう思うか、そういう町民をどう思うかだけの問題なんですよ、それはいい。それは言うてもきりがないので。

次に、3番目で、町が医療費適正化等の取り組みを行うことにより、保険料の影響を与えることになるのではないかとということで、これは特定健診や特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防の取り組み、予防健康づくりの取り組みの実施、収納対策の取り組みなど保険者努力支援制度が本格実施されると、先ほど言うた分ですね。

これを国が700から800億円、国で予算措置をすると、そういうことを一所懸命やった市町村に対しては、インセンティブ、支援金をあげますよと、支援しますということがこのたび出たわけなんで、その辺の取り組みというのはどのように考えておってですかね。そうすると国からたくさんお金が来るような支援をすると、さっきジェネリックとか、なんとかレセプト点検とか言われたけど、それ以上のことを国はもうこれから求めちよるんですいね。

病気にならんように、糖尿病の重症化、あるいは透析にならないまでの腎不全の予防とか、そういうことを今後はやらなきゃいけなくなる市町村、そうしたインセンティブ、国はいろいろなことを与えましようと言っている。その取り組みはどのようにされようとしておられますか。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 糖尿病の重症化などにつきましての、ちょっと昨年度、実施しようとして医療機関と話したんですけど、医療機関としましても専門的に自分たちでが取り組んでいることだからということで、町が動くのはおかしいんじゃないかということで、去年はちょっと実施することができなかつたんですけど、医療機関と町と協議しながら有効的なものを取り入れていきたいとは考えています。以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 保健指導ですからお医者さんのほうに、それなら任すなり、そういうこともできるなら、それは医師会との関係というのはちょっと私わかりません。町がそのようにしなさいと、そうすれば700億円から800億円、国で予算化しちよるからインセンティブを与えますよと言うんだから、非常にやられたらいいんじゃないですか。

国からお金が出る、国保会計に来る。来れば保険料は安くなると。この辺で思い切って下げられて、こういうことを取り組むという前提で、目標を持ったほうがいいと思いますよ。だらだら、だらだら上げておってからどうしても人が使う医療費じゃからしょうがないだけじゃなしに、そういうように国も努力をしたところにはお金をあげようというんだから。

それと、もう一点お伺いしますが、健康寿命の延伸と医療費の伸び率の抑制を図るということで、これは柳井市なんですけど、柳井市国民健康保険データヘルス計画というのをつくっているわけです。これは国保の人の医療費を抑えるために、こういうデータヘルス計画をつくって、一生懸命やりなさいと、そうしたら医療費も下がるしという、これも少し国から補助金も出ると思うんですけど、これには平成26年4月から保険者市町村は、レセプト・医療両方等のデータ分析に基づく効果的な保険事業を実施するための事業計画、これですね。データヘルス計画を作成し、実施するようにしており、ちなみに近隣では柳井市や平生はもう作っちゃる。

それでこれの第1章で、柳井市の現状と課題ということで医療費の状況や分析を、まずしちよる。どういう病気が多いとか、慢性腎不全なんか、特に今の透析なんか、これは透析になったらちょっと私も忘れたんじやが、何百万円って月にいるんでしょう。150とか200とか、そういうこと、まず防いで医療費を無くそうというようなことをやっているわけです。

そして、第2章で今後の保険事業の目的、目標ということで、国保被保険者の健康を保持増進することにより、健康寿命の延伸と医療費伸び率の抑制を図るということで、特に先ほどから言いますように、脳血管疾患、糖尿病、慢性腎不全の発症や重症化の防止を目指す、このようになっているわけです。

そして、この田布施町もこのデータヘルス計画の今までの取り組みと、平成29年度から保健師さんも1人ふやしておられますけど、どねいな取り組みを今までされて来たかということをお聞きしたい。そういうことを今までやっていなかったら、これからすれば医療費が下がるように国も見えておって、そういうことを取り組むと、先ほど言うたように700から800億を国がお金を出そうというんですが、5,000万円ぐらいもらえと思うんです田布施は、そういうことも踏まえてちょっとそのあたりをお聞かせ願いたい。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 本町としましてもそのデータヘルス計画を作成して、医療費の適正化には取り組んでいます。そして、データヘルス計画は町のホームページにも掲載しております。

今までの取り組みにつきましては、財政調整交付金のほうで本町にも歳入で入っております。今後につきましても、いろんな取り組みを行って行って、交付金などをなるべく多くいただけるように努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことで、医療費をまず抑制するように努められて、先ほど

一般会計を繰り入れるのは、国がもうそういうことをやるべきではないと指導をしよるから、もう入れないとかそういうのではなしに、まずは保険税率をある程度ぎりぎりまで下げて、あとはそれに近づくように医療費も下げるといふ努力をしてほしいと思うわけでございます。

最初からもうあきらめて、まあ、税金は取っちょけばええんじゃと、医療費のいるだけをそろばんで割ってから取りさえすればええんじゃというんじゃなしに、やっぱり目標ちゅうのは、このくらいの保険税でもう医療費はやっていくんだということになれば、今みたいな保健指導も熱が入るんですが、ただやらせておいたんでは熱も入らんとするんです。そのあたりを今後、お願いしたいということと、もう一度、ちょっとさっきの意見がだいぶ違ったので、町長でもええですけど、これは国がもう認めたということでしょう。この一般会計からの繰り入れと、それで和木町なんかは、もう繰り入れると、町の担当者は国の財政支援が入っても、予想より保険料が高くなると。これ山口県と同じところが言っているんですが、これ組み入れてはいけんとどこにも書いてないわけですから、さっきのあれは違うんじゃないですか、答弁は。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 県の運営方針にも、一般会計の繰り入れをしないようにということで掲載してありますし、国が容認したというような書き方になっているかもしれませんが、基本的には一般会計からは繰り入れをしないようにということで通達を受けています。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今のインターネットで抜いたやつを、ちょっと今持ってきておらんので、どこかで読んだんですが、これくらい新聞を見せたらわかった、わかったというからと思うて、もう資料を持っとらんけど、ちゃんと発表をしておるんですよ。もう一般会計の繰り入れは、それは当分の間認めると。ずっととは書いていないけど、それはいいです。とにかく一般会計から上がるようになったら繰り入れりゃええと、とにかく税金は思うたより少なめに抑えてもらいたいというのが大きな希望です。

町民のことを思うと、皆さんは共済保険じゃから関係なかるまいけど、国保が30%は入っているんですから。そういう人の気持ちも思って、先ほどの水道も、こりゃ、水道が全部使いよるちゅうけど、嘘じゃない、62%ぐらいだと思いますよ。全部は水道は引いていないはずですよ。以上です。

それでは、2点目の質問に移ります。

田布施町第二庁舎（仮称）の計画についてです。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問をいたします。平成29年2月付の資料、田布施町第2庁舎計画事業費概算書が議会に示され、執行部から論議の材料として提出させていただいた、一つの資料として作成したと説明があった。

この論議の中で、現在の本庁舎の空きスペース、会議室、委員会室の有効利用をし、書庫を庁舎外で確保するなどレイアウトを見直すと、教育委員会、社会福祉協議会は本庁舎に入れることができるのではないかなど意見が出た。また、来庁者の利便性、職員の福利厚生向上のためトイレの洋式化、職員の休憩室及び食事場所の整備をしてほしいなどの要望も聞く。

こうしたことから、本庁舎のレイアウトやリニューアルを検討し、利用できる空間は利用し有効利用を図って、また、トイレ、休憩室、食事場所の整備の検討も必要と思うが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

昨年度の本庁舎の耐震補強改修工事に向け、来年度の実施計画を実施しておりますが、残る問題である中央公民館や保健センターの問題等を解決するため、町職員で構成する庁舎問題等検討プロジェクトチームが調査・研究を行ってりましたが、さきに述べましたように11月27日に報告書の提出を受けました。

本日の全員協議会で御説明いたしますが、この報告書では現在の本庁舎は権限移譲等により、業務数が増加し、また情報セキュリティの強化、強靱化事業等によりパソコン等の機器も増やしております。大変手狭で、町民の個別相談もカウンターで対応せざるを得ない問題点が、職員の目線で指摘されています。また、中央公民館の耐震性の欠如や老朽化、行政機能の分散化及び大規模災害時の防災拠点整備への対応等から、第2庁舎建設の必要性を提言しています。

町では報告を受けたばかりでありまして、具体的な対応はまだ決めておりませんが、今後、さまざまな御意見をいただきながら計画の具現化に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き各議員の皆さんや町民の御意見を聞かせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 庁舎、これは第2庁舎を事業費概算書というのが3月議会で出されて、そのとき、今度、ここを耐震すると今、話が出たら、もう第2庁舎の話かと。それよりはこの役場の中で少々使えるんじゃないかというようなことを言った覚えがあるわけなんです。その辺は全然検討をされておらんようなことで。

そこで、庁舎には2階には書庫がある。それをよそに持って、書類を出してそこも使えればええというような話もあったと思うんです。そして、3階の第3委員会室は鍵がかかったままになって、どねいなどころか、私らは役場に来ても入ったこともない、見たこともないみたいな部屋がある。そして、副町長室には、昔は、課が入っちゃったわけですよ、あそこに、工事監理室というものが。

そういうところも、もっと詰めてみたら少々それで1階の一番奥の会議室、あれも昔は、もうあそこにはものは何もなかった。今は書類がいっぱい、その辺もよく見直されたら、相当私はスペースが、まだあるんじゃないかと思う。ほかの議員も言われたように、委員会室も、あれだけはいらんんじゃないかちゅうような話もあるわけなんです。

議員も一所懸命身を削らんにゃいけないので、議会で言えば、そこの通路のところも書庫なんかになんか使えるんじゃないかと思うんですよ。廊下がありますね、この議事堂の周りの、その辺も一所懸命これから考えてもらえんでしょうか。ちょっとお答えを。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 瀬石議員は元、町の職員さんで、ずっと長年、何十年とやられてこられたから、この田布施町の庁舎ができたときからずっとおられたのではないかと思うぐらい、中身は詳しいと思います。

今、いろいろと聞いた中に議員もということで、議員さんも、私が入ったときは18名でした。今12名、その前は24名おられた。一つも変わっていないです、この議事堂も。ただ、そのスペースはすごい狭いです。いろいろな意味で変わってきているし、実際に、町職員としてここを使われた経緯から言うて、研究するところがいっぱいあれば、ぜひ今回提案している第2庁舎は必要ないんだという意見があれば、それはここだけをちゃんとやって対応できる、間に合うという状況、あるいは保健センターは保健センターだけで独立すればいいんじゃないかとか、あるいは今の中央公民館、公民館施設として活動がないのなら、それは必要ないと。別に考えて公民館だけの活用として対応したらええじゃないかとか、いろいろな御意見あろうと思うんですよ。議員さんそれぞれにあるし、町民の皆さんも田布施の議会に対して思いはいっぱいあろうと思います。

また、先般、熊本のほうまでずっと視察に行っているいろいろな御報告も受けています。実際に庁舎というものはどうあるべきかというのは、皆さんもそれぞれ研究され勉強をされています。私自身もそれなりに一所懸命その辺を対応してきた気持ちはあるんですが、ただ、やはり費用的なものが多分にかかるし、そしてせつかくやったものが機能を十分出せるか出せないかというのが大きな問題でありますので、早急にすぐこのことをやろうと、あるいはすぐやらなければいけないという状況ではないと、しっかり研究して検討して、そして予算におうた中で最大限活用できる第2庁舎であり、現庁舎

の耐震化であり、あるいはどうしても住民・町民が必要な保健センターを含め、先ほど来からの質問の中にあるように、保健センターの重要性というのもしっかりわかっておりますし、そういった意味からもやらなきゃいけない。

そして、中央公民館、それぞれ各地所にある公民館以外に、中央に1本化した公民館はどうあるべきかというのを、しっかり研究していく必要もあろう。この辺もしっかり話していかなければならない。

庁舎の職員において、それらが出て先般来から随分研究してくれた。その結果については、この後、全員協議会において提示させていただいて、私も先月、11月にその話を聞いたばかりですから詳しく中身まで見ておりませんが、ある程度は話を聞いております。

それは多くの人が見て、感じて、こういうところはこうあるべきだという形でまとまっていくのが一番いいのであって、それぞれ考えが違いますから、どうしても意見対立もあろうし、考えの違いもあろうと思いますが、それはお互いにその辺は切磋琢磨して、やっぱり共通の認識を持てるような形で進めていくべき、かように思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今、聞いて安心しました。すぐやろうということではないと、いろいろと計画が出てくるので、もうここは修理はするわ、すぐ第2庁舎に取り掛かるじゃないか。先ほど言いましたように、議員も私も24名、そんなに昔はおったかと思ってびっくりしたんですけど、それから約半分になっておる。半分のスペースはいらんということでございまして、この辺もよけい部屋が空いておりゃ、仕切ってもいいんじゃないかと、その辺は私一人が決めるわけにはいきませんから。

特に、この議事堂がある、この前の廊下がずっとある、その辺を書庫に幾らでも使えるんじゃないかというような気もいたします。まずは私もちょっと本気で考えてみますので、一緒になって考えさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

3点目の質問を行います。質問事項は、文化センター・保健センターの整備についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

平成28年3月作成の第五次田布施町総合計画・後期中で、文化施設の整備は従来から要望があった文化センターの建設について、引き続き公共施設の複合化も含め検討する。保健センターについては、健康づくりや生活習慣病の予防対策を活発に進めていくためには、保健活動の拠点となる施設の整備の検討が必要と掲載されている。建設用地も図書館と交流館の間に確保されており文化・保健の総合施設として建設に向けて進めていただきたい。

1、文化センターはサークル活動、コンサート、イベント等の実施の場として、町民誰もが文化に触れ合い、親しむことができる施設が必要と思うがどうか。

2、保健センターは地域における母子保健・老人保健の拠点として、健康相談、保健指導及び健康診査等を行う地域保健にとって重要な施設であり、早急な整備を望むがどうか。

以上、2点について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目の文化センターと保健センターの整備についてお答えいたします。

まず、保健センターにつきましては、先ほどの答弁でも触れましたが、町職員で構成する庁舎問題等検討プロジェクトチームが11月27日に提出しました報告書の中で、第2庁舎の1階に整備する案となっております。

現在の保健センターは、西田布施公民館、御存知のようにあの中に併設されており、場所がわかり

にくく、健康診査や健康相談等の会場確保がスムーズに使用できないことがあることなどの問題があります。また、介護・保険・医療の各事業の推進及び子供の虐待やいじめ、不登校等の、学校や各関係機関との対応など、年々、保健センターの役割は大きくなっており、本庁や教育委員会との連携は重要であり、的確に対応する必要があります。

これらの問題を解消し、行政サービス向上や時代の変遷等に応えるために、本庁舎に近い場所へ集約していく必要があると考えます。文化センターにつきましては、昔から町民の強い要望があり、田布施町総合計画においても文化センターの建設が計画されておりましたが、平成の時代に入り、ふるさとの川モデル整備事業、田布施町中央土地区画整理事業が行われるに当たり、時代の趨勢と町の活性化のため従来の文化センターではなく、コンベンションセンターの建設が検討され、平成3年3月に策定しました「第3次田布施町総合計画」の中で、「21世紀を創造する主要構想10」の一つに、文化ゾーンの中核として多目的ホールを中心とした集会室、展示室、宿泊施設等を一体的に備えた総合的なコンベンションセンターの建設構想が浮上いたしました。

しかし、図書館や商工会館の建設が進んだため、平成13年1月に策定しました第4次田布施町総合計画により、「文化センター」としております。建設場所は、議員言われた図書館と交流館との間にしております。

建設をするためには、まずは適正な施設規模の調査・検討を行い、その財源として国・県の補助金制度や民間活力導入を検討していく必要があります。議員も御承知のとおり本町での現状は起債や基金の残高は改善しつつありますが、財政は硬直化し、本庁舎、中央公民館の耐震化の問題や、保健センターの問題、その他の公共施設の老朽化問題など、多くの課題が山積しており、現在のところ文化センターの建設は困難な状況であります。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 文化センターは建設が困難だということですが、その文化センターについては、ここの中央公民館のその機能をどう移すかというような問題もあって、まず、2番目に言いました保健センターの問題でございます。

保健センターの建設については、先ほど質問1でも言いましたが、保険税のところでは言いましたが、特定健診、特定保健指導、糖尿病の重症化予防、病気の予防、健康づくりの取り組みの実施等により、国からのインセンティブが、国保には与えられるようになる。また、国は、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についての切れ目のない支援を行うことができるワンストップ拠点の整備を進めて、保健センターの整備は急務と思うわけでございます。

そして、その中には会議室等も必要であろうから、今の中央公民館にあるそういう会議室等は入れられたらいいんじゃないかというようなことを思っております。あそこの上の2階部分をそのように、私が言うのは役場の庁舎というものは基本的には、その役場のことじゃと、自分らが使うものじゃから補助金はないよというのが基本でございます。自分らがどう使おうと、家が足らんなら借家にでも入って事務をやりやええというようなことだろうと思うんです、そういう補助金がないと。

しかし、文化センターや保健センターについては、この補助金があるんじゃないかと。町も県も大変な財政事情ではあるというのは知っております。それじゃからこそ国から補助金のいいやつを地域でやれば地域の活性化にもなるということで、先般も国会議員の先生の講演会でも言っておりましたが、国の補助金をみんながください、くださいと言っておられました、その挨拶の中で。それなら国のほうに町も県もお金がない、国のほうにとにかく頼むということ、これ町がなければ国もないかと思うかも知れませんが、国というのも1,000兆円からの赤字もありますから、国というのは日銀も持っておれば、日銀と政府は別でございますが、その辺で地方におったら国の補助金に頼る以外はないと思うわけなんです。

そういうことで、補助金のいいもので住民に直接、住民が使うものにちょっと建設をシフトされた

らどうですか。自分たちの使うところは身を切ってもこまくすると、まあ、私も議員もそういうことじゃ、私一人が思う、皆さんに賛同していただけると思うんですが、その辺は身を切って、もう委員会室でもこれから協議をしていきゃいいと思うわけなんですよ。狭くするなら狭くするなり。そのあたりをちょっと第2庁舎あたりの、そのあたりで考えていく思いはあるかどうか、ちょっと御答弁をよろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど申し上げましたように、庁舎問題あるいは第2庁舎の問題、あるいは中央公民館の問題、今日、今、文化センターの話が出ましたから、過去の流れの中での文化センターの話を申しました。議員さん自身がもう少し自分たちがしっかり身を切っても、その対応をせいと、それが庁舎のあるべき問題であると言われるのも一つの御意見であろうと思います。

当時、文化センターのことを今、聞いたときに、コンベンションセンターというて、当時、議員さんは役場の職員で実際には関わっておられないと思いますが、コンベンションセンターに何百万円、大方、小一千万円近い調査費をつけて、あれだけの計画を立てたということに対して、私も、当時、議員なりたて頃の話なんで、随分質問をしてみたことがあるんですが、それはそのまま流れて、現在もまだできない状態であります。

景気が良くなって国等から補助金あるいは指定といっぱいあったんで、あの時できたのかもしれませんが。だから、あの当時から非常に、御承知のように国全体の赤字が続く中において、それぞれ地方自治体もみな、困ってきた。

私がこの町長になったときに、夕張がああいう事態になった時でありましたから、随分、当時の議員の皆さんから御指摘を受けたと、第二の夕張になるぞということと言われた記憶があります。今は亡き議員さんから、随分、御指摘をいただいて、なんとかせいやと、という話をいただきながらやってきた経緯があります。

今回の、そういう意味では文化センター等については到底できませんというお答えをさせられたんですが、ただ、冒頭申したように、今の保健センターについては、最初の御質問の中にもあったように、町民のそういった病気やいろいろな対応に対して対応できるように、今の長寿命化時代に対応できるものは何かといったら、やっぱりそういうものが需要だと。

そして少子、子供たちが少なくなったのも、やはり保健センターの活用をしっかりとすることによって、幾らかでも変わってくればというような思いを持っておりますので、これはぜひともやっていきたいというふうに思っています。

ただ、どういうものをつくるかについては、この後、また協議会等でプロジェクトが考案し、一所懸命考えてくれて、必要なものはこうじゃないですかということやってくれたんであって、それに決めたわけではありません。ですから、一緒になって、皆さんと一緒に研究して、それを見ながらいいところ、いいところに持って行ける方法で御協議をいただければなというふうに思いますし、それがまとまったら、初めて、じゃ、これで行ってくれやと、できるだけ予算も確保せいやと、補助金ちゅうのは、国が何ぼでも出してくれるんならこれに越したことはないんじやが、現状では、まずその辺はある程度の一定の目鼻がつかないと、補助金もつけてくれないだろうし、というのがあって、その辺を踏まえてしっかりと煮詰めて前に進めていきたいという思いがします。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 保健センターと、保健センターに文化センターが含ませてもいいから、なるべくそういう展示場、いろんな展示をするところとか、いろんな会議をするところがそれにあわせてあるといいなという感じがいたしております。これからいろいろ協議をして、みんな職員の方も我々も身を削る思いでいたしたいというのが私の気持ちでございます。

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩を取りたいと思います。10分間休憩をとります。再開は40分でございますので、遅れないようにお願いします。

午後 2時30分休憩

午後 2時40分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩をほどきます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） それでは3問、一問一答でお願いします。

まず初めに、第2庁舎の計画は怎么样了か。

本庁舎の耐震工事の方針も決まったが、以前第2庁舎の計画案が出たがあれから怎么样了か。現在の中央公民館、教育委員会、中央公民館、社会福祉協議会など入っております。50年近く経って老朽化しております。当然耐震基準もクリアしておりません。今後、建てかえるにあたり、場所、面積、階数、配置など、いろんな案があると思いますけども、先日、教育研修会で下松市のほしらんど下松に行き、多目的複合施設サルビアホールで研修した時、参加者の方から、第2庁舎もこのような多目的ホール、カフェ、保健センター、教育委員会、社会福祉協議会が入り、町民が気軽に立ち寄れる施設にしたらどうかという声を聞きました。また、多目的複合施設に補助金、交付金などは出るのであるのか。建設場所について、今後検討がされるはずですが、今、交流館東側、図書館の間、空き地があります。先ほどの答弁でもいろいろ出ましたけども、この空き地は何に使うのか。その辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、西本議員さんにお答えいたします。

石田議員や瀬石議員の質問に答弁させていただいておりますが、町職員で構成する「庁舎問題等検討プロジェクトチーム」から、11月27日に報告書が提出されました。

このプロジェクトチームの第2庁舎建設計画案は、田布施町役場の現状の課題等を網羅しており、西本議員からもありました「町民が気軽に立ち寄れる」交流スペースも含めた案となっております。

事業費の財源は、交付税算入のある市町村役場機能緊急保全事業債を活用できないか検討しておりますが、本庁舎の耐震化で「緊急防災・減災事業」を活用する時点で対象にならないとの総務省見解が11月14日に示されましたので、補助金活用ができない状況となっており、基金や、交付税がない一般単独事業債による資金調達を基本とすることになっております。

議員から御意見のありました下松市市民交流拠点の施設「ほしらんど下松」には、まだ行ったことはありませんが、これまでの中央公民館・図書館機能に加え、250人が着座して飲食可能な多目的ホールのサルビアホールを初め、歴史民俗資料展示のコーナーやカフェコーナー等を設置しており、住民が気軽に利用し交流できる多機能複合施設となっており、今後の第2庁舎計画を考える上で、大変、参考になる施設ではないかと思われますので、視察等を行い調査・研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 補助金等ないということですが、ちょっと残念といいますか、何かいろいろな補助金、交付金等あれば少しでも財源助かると思うんですけども、田布施町だけのお金でやるとなると結構大変ではないかと思えます。だいたい予定ではいつぐらいから始めていつぐらいにできるか、大体示されておりますか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほどの町長の答弁でもありましたけど、第2庁舎のプロジェクトチームからの報告の案でございましたが、一応第2庁舎の建設事業のスケジュール案としましては、今年度からそういった基本構想や来年度はその基本計画、30年度の後半から31年度にかけて基本設計、それから31年度に実施設計、それから32年、33年と建設工事をしていくというプロジェクト報告の案でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 今、平成29年ですから、もう3年、4年かかるわけですね。だけど、基本計画30年、来年、再来年には基本計画入るわけですね。となると、今日ですかね、今、資料示されるのが。それ見て検討するといってもあまり期間ないと思いますんで。今回案が出て、私たち議員とか町民とかいろんな案を、ちょっとこうしたほうがいい、ああしたほうがいいという案があると思うんですけども、その辺はだいたいいつぐらいまで検討されるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 基本的に、本庁舎の耐震化の工事が来年度ということで、来年度の予算編成での予算化ということで、今準備を進めております。こちらの気持ちとすれば、まず来年度の耐震補強設計の関係で、相当業務を行いながらの工事になりますので、窓際の棚等につきましても、全部除けていかなきゃいけないとか相当な検討する課題というのが相当あるような状況であります。その中で、併用しながら第2庁舎の議論を進めていければというふうには思っていますけど、実際に何年ということについては今のところまだ言えない、こちらとしても考えがまとまっていないというのが現状でございます。

先ほどのプロジェクトチームの報告につきましては、当初市町村役場の機能保全事業ということで、32年度までというのがございましたので、それに対応する最短でのスケジュール案ではないかなというふうに思っていますけど、そこまでの議論ができて、どういった基本設計、実施設計というできる段階がいつになるのかということについても、今後の進捗状況をみて、検討していきたいというふうには考えております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ということは、本庁舎の耐震工事、これが済んでから第2庁舎に移るという考えでよろしいですね。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 基本的にそういった考えでおります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

それでは、第2質問、主要道路の整備について、御質問いたします。

今年度は県道など道路整備が顕著である。平生港田布施線、周東田布施線、光柳井線や、農免道路も工事をしております。町道も予算の範囲でしております。町民の生活に欠かせない主要道路の整備も優先的に計画してはどうか。特に中央南から新川、高塔に向かう道路。交通量が多い割に道路が狭く、町民も離合の際に脱輪するなどの事故も多いと聞いております。

現在の道路の工事状況、橋梁検査の結果、今後の都市計画の道路整備などはどうなっておるか御質問いたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

主要道路の整備についてのお尋ねですが、現在、町道整備は主に国の社会資本整備総合交付金事業により整備を進めています。

国の施策としては、主に通学路関係や道路ストックに関わる点検や点検結果に基づく修繕について、

優先的に予算の配分がされております。

本町では通学路関係としましては、友石線、上定井手線、駅南線、上ゲ西線、平田川線を重点路線としています。

橋梁修繕につきましては、橋梁点検結果がⅢとされている竹光橋、木安橋、正中線1号橋、見用才の木線2号橋、戎ヶ下橋を順次補修をしていき、その後点検結果Ⅱとされている橋梁を順次補修していきたいと思っております。

また、舗装点検で舗装のひび割れ率40%以上と判定されている御蔵戸線、大田線等の舗装整備を行っていきたくて考えていますが、社会資本整備総合交付金事業も要望どおりに予算配分されていない状況でございますので、予算が配分され次第、整備を進めてまいります。

御質問の中央南から新川、高塔に向かう新川旭線については、これまでも説明しておりますが、用地関係者の理解が得られていないため、整備に着手できておりませんので、引き続き用地関係者の理解を得られるように努めてまいります。

また、「都市計画道路整備はどうか」とのお尋ねですが、現在、都市計画街路の整備は、よほどの理由がない限り、社会資本整備総合交付金事業の採択は難しい状況ですので、交付金事業を活用できる通学路関係やストック関係の整備から進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） この新川幹線ですかね、用地買収できないということで。なかなか難しい方らしいんですけども、見込みはございますか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清君） 今のところちょっと地権者の方と十分協議ができておらない状況です。協議したいと思って家に行ってもなかなか出てこられないと。また、いつか出会ったんですが、二度と来るなど。そういうひどい言葉を何度も何度も、なかなか難しいという状況でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） よくわかりました。引き続き、努力していただけたらいいと思っております。

それでは3番目の質問をいきます。灸川の避難勧告について。ことしも大雨で川が増水し、日本各地で避難勧告が相次ぎました。山口県でも特に田布施町の灸川は幾度となく避難勧告が出され日本中に知れ渡りました。しかし、現地に行くとそれほどでもありません。今後、警戒水位のレベルを変更できるのか。また、川の浚渫計画もあります。いつまでどれだけできるのか。浚渫も一気にやらないと効果がないのではないかと思います。河川も長いですが、大波野上流から熊毛南ですかね、あっちまですれば一気にやればいいのかと思うんですが、今年度の予算見ても灸川浚渫、20メートルとかそれぐらいしか予算取っておりません。あれだけ日本全国に知れ渡っておりますので、県のほうも国のほうも灸川大変だなどと思っておられると思いますので、これを機会に浚渫してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 灸川の避難勧告についてのお尋ねであります。

灸川は、県管理の河川であるため、決まっている水位を超えれば、柳井土木事務所により田布施及び柳井市や平生町に連絡があり、各自治体への避難対策を実施しております。

田布施町では、県の水位計設置箇所（中国クボタ田布施営業所）だけでなく、唐戸橋、あるいは平田橋上流付近、県道より上流側の計6カ所の水位を現地パトロールで確認するとともに、気象レーダー等により今後の降雨予想や潮位の状況などを総合的に判断し、災害発生の恐れがあるときは、避難勧告等を発令します。

9月17日の台風18号では、大雨警報が発令され、満潮が19時過ぎであったため、まだ、明る

いうちに早めの避難を呼びかける必要があると判断し、16時35分、避難訓練等であらかじめ確認している7自治会に対して避難勧告を発令しました。

このときは、49人25世帯の方が東田布施小学校に避難され、雨もあがり水位も下がってきたため、20時10分に避難勧告を解除しました。

御質問のように、避難の必要性があるとされる水位計の水位と現場の実際の水位に隔たりがあるように感じられます。

水位計を設置している柳井土木事務所に確認したところ、氾濫危険水位等は、市町村長の発する避難勧告の発令の目安となるため、水位計の監視する区間の河道状況や水位上昇速度等から、避難に要する時間を極力確保できるように設定されているため、水位局地点では水位に余裕を感じられることでもあると思いますが、これまでの灸川の水位上昇速度等を参考に設定しており、現時点で変更は考えないとのことでした。

なお、昨年度、今年度と降雨が少なかったこともあり、川の流量が少なく、河川の流す力も弱くなったことで、草木が急激に繁茂しているため、県において、今年度、灸川の浚渫と草木の除去を行うための工事を追加して実施されると聞いております。

町では、灸川の適切な維持管理や護岸等ハード面の整備促進及び監視カメラの設置について、先日、県知事に直接お会いして要望したところでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 6カ所の水位計があるということで、総合判断ということですけども、その総合判断は県の方がされるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 水位計はクボタのところに1カ所ございます。その判断で県のほうから通知等きますので、うちの職員のほうで6カ所を現場確認をしているというところで、その状況等も聞いて、町のほうで総合的に判断しているというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 早目の避難ということで大変いいことなんですけども、反対に毎回出すと、オオカミ少年じゃないけども、またか、また避難勧告かとなって、いざ本当に避難しなければならないときに避難しない方が出るんじゃないかと思うんですよ。その辺も難しい判断と思うんですけども、その辺ちょっともう少しぎりぎりまで待てるのかその辺はできますか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今年度の避難勧告につきましては1回しか出しておりません。いつもテレビのテロップに出るのは、氾濫危険水位を超えたというのが出るんであって、それは先ほど町長が答弁しましたけど、それが出た後に避難勧告を行うかどうかということについては町が、自治体が判断するということになってますんで、テロップを入れるのは危険水位を超えたということでいつも出ているということで、避難勧告については久々ではございます。田布施川が氾濫したときに、避難勧告出しておりますけど、それ以来というような状況でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） テロップに出るだけでも、皆さん日本全国から町民の方に電話が入ったりするらしいんで、その辺もちょっと慎重にと思います。護岸のほうも何年前ですかね、10何年前ですかね、今の灸川の支流の人数川ですかね、決壊いたしましたけども、あのときにちょっと私が第一発見者だったんですよ。ちょうど田んぼを見てまわりよったら、灸川いっぱいいっぱいじゃったのが、ずーと引いてくるから、これどうじゃろうかと思って、上流上がっていったら決壊しておりました。それで、田布施町にも電話する、まず最初に大波野の消防団に電話しました。それなら、役場に電話せえ。役場に電話したら消防署に電話せえ。それで、消防署に電話したら、こんだら柳井市

役所に電話せえ。あっちもこっちも自分でせえっていう格好で、最終的に柳井の市役所に電話いたしましたら、灸川決壊してから水が柳井の方へいっぱい流れてますよって言ったら、ちょっと土嚢取りに来てくれって。土嚢では、また取りに来てくれっていう話でね。行政のほうも初めてのことでちょっとわからなかったと思うんですけども。あれだけの灸川の水が柳井に流れて、結局柳井が大水浸かりましたけども。

やっぱり決壊したらすごい被害が出ると思うんですよ。だから、行政のほうもこういった避難勧告にしても何にしても、何かあったときの対応策ですね。これはちゃんとしておかなければ、いざというときに本当に町民にすごい負担とか迷惑がかかると思いますので、これからもよろしく願います。

これで質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 今時間が3時5分でございます。一般質問もう1人、残っておりますけれども、皆さんにお諮りいたします、ここで。

本日の会議時間は議事の都合によりまして、延長させていただきたいと思っております。執行部関係の全員協議会もありまして、5時までに終わりそうもありませんので、延長の時間を少し多めにみておりますが、午後7時までといたします。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日は延長して午後7時までとさせていただきます。

早く終わればそれで終了とさせていただきます。

それでは次に、松田規久夫議員の一般質問をお願いします。

松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私は本日一般質問5問、いずれも、町長へお願いします。

本日の最後の質問者となりました。頑張りましょう。この一般質問の順序を決めるくじを引くと13番。順番ラストにくじを引いた時点で決定。たとえ、順番がラストでも、ビジュアルにコミュニケーションができるよう努力すればインスタ映えするのでしょうか。皆さんはどのように忖度されますか。

じゃあ最初の質問。防災の視点から避難施設、放送設備、灸川の問題について。

まず、避難施設から。台風18号、21号と田布施川支流の灸川が危険水位を超え、避難勧告も1回出されテレビで全国に放送された。被害を心配して遠方の友人、知人からの問い合わせがあった。そこで、6項目、質問いたします。

町内5地区の避難場所の指定は立地場所として適当か。

指定された避難施設の安全は確保されているのか。

避難場所に収容できる人数は各地区およそ何%の人々が収容可能か。

仮に、収容できない避難者が発生すれば、どのように町として対応するのか。

仮に、大規模災害が発生したとしたら、県の施設である高校、支援学校の使用はどのようになるのか。

収容不可能を想定し、事前準備として民間協力者の把握はしているのか。

放送設備について。避難勧告の放送を明確に聞き取れた人は、少数だったのではないか。マスコミから情報を得た人が多かったと想像できる。私もその1人です。住民の早期避難を促すために、注意喚起のサイレンと放送の併用を再提案する。

灸川について。満潮、高潮、低気圧による海面上昇が重なると、本流の田布施川の水位が上昇し、

支流の炎川の水位も上昇する。先の二度の台風では、特に大雨だったという感覚はないが、危険水位を超え避難勧告となった。先ほど、西本議員も指摘しましたが、今の状態を放置すればオオカミ少年ではないが、また、今回もかという感じで、肝心なときに避難者がいなくなりそうである。安心、安全な町づくりのため、堤防のかさ上げ、拡幅、大型ポンプの設置などの対策が望まれると思うが町長はどのように思われますか。

よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の避難施設についてでございます。

1点目、「町内5地区の避難場所の指定は、立地場所として適当か」とのお尋ねです。

台風や集中豪雨などの災害が発生する恐れのあるときに、あらかじめ開設する一次避難所は、「城南公民館」「西田布施公民館」「東田布施公民館」「麻郷公民館」「麻里府保育園」としております。

この一次各避難所の立地場所としては、麻里府保育園が急傾斜地及び土石流どちらにも地区指定されておりますので、本年度建設し、避難所にも指定する予定の「田布施南地域防災センター」への変更を考えております。

その他、4つの避難所は、適切な場所であるものと考えております。

2つ目は「指定された避難施設の安全は確保されているか」とのお尋ねであります。

町内全域の「指定緊急避難所」は、32カ所あります。その中でも、避難所ごとに洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、大規模な火事等を想定し、実際その場に避難できるか、施設ごとに適否を判断して計画しております。

実際に避難所を開設する際には、各建築物の安全を確認したうえで開設し、運営することとなっております。

3つ目は「避難場所に収容できる人数は各地区およそ何%が可能か」とのお尋ねであります。

32カ所ある避難所の収容人数を地区人口で割ってみますと、城南地区で収容可能な割合は21%、西田布施地区は100%、東田布施地区は20%、麻郷地区は14%、麻里府地区は38%となっております。

4つ目は「仮に、収容できない避難者が発生すれば、どのように対応するのか」とのお尋ねであります。

大規模な災害が発生した場合、町内にある様々な施設をお借りすることも想定しておかなければなりません。

あわせて避難計画では、広域一次避難として、町長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県における広域一時滞在について県に要請するとされております。

また、被災者の移送方法は、基本的に消防団や自主防災組織、自治会による支援者体制を構築して対応することとなりますが、大規模災害の場合は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定・実施し、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施することとなっております。

5つ目は「大規模災害後、県の高校、支援学校の施設の使用は」とのお尋ねであります。

大規模災害が発生した場合、田布施農工高校と旧田布施工業高校を二次避難所として開設することとしております。

なお、田布施総合支援学校については、過去に県と協議を行ったと聞いておりますが、施設の性質上、あらかじめ避難所に指定しておくことは困難との回答をいただいた経緯があります。

6つ目は、「収容不可能時を想定し、事前準備として民間協力者の把握は」とのお尋ねです。

収容不可能時を想定し避難場所について、民間協力者の把握はしておりません。

要配慮者の迅速な避難を支援するため社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織、自治会、消

防団との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定等に努めており、特に、民間にとって最も身近で共助体制が保たれている自治会を核として支援者体制を早期に整備することが効果的だと考えております。

さらに、災害ボランティア等の民間協力者については、田布施町社会福祉協議会が現在、策定を進めております「災害ボランティアセンター運営マニュアル」をもとに連携し対応していくこととなります。

続いて、2点目の放送設備についてのお尋ねであります。

以前にもお答えいたしました、議員御指摘のとおり、災害時はもちろんのこと、北朝鮮のミサイル問題などあらゆる重大、緊急場面で、住民周知には、サイレンと防災行政無線の両方が必要と私も考えております。

この度、9月17日に発生した台風19号の影響で灸川流域の7自治会に対して避難勧告を発令しましたが、災害対策本部の伝達手段は、東田布施自主防災会に避難勧告発令の約40分前に避難勧告の準備情報の一報を入れ、発令後は、防災行政無線、消防団広報車、町広報車、防災メール、町ホームページなどの対応を行いました。

議員御指摘のサイレンについては、重大災害時等に必ず必要となりますが、この度の避難勧告においては住民への混乱を避けるため、サイレンは使用しておりません。

続いて、3点目の灸川についてのお尋ねであります。

先ほど西本議員の質問にお答えいたしました、9月17日の台風18号では、14時35分に大雨警報が発令され、16時20分に灸川の氾濫危険水位を超えました。雨は19時過ぎにはあがる予想でしたが、満潮が19時過ぎであるため、明るい時間に避難を呼びかけるべきと判断し、16時35分に7自治会に対して避難勧告を発令しました。

これにより、東田布施公民館から東田布施小学校に避難場所を変更し、49人25世帯の方が避難されました。19時24分に大雨警報が注意報に切りかわり、灸川の水位も下がったため、20時10分に避難勧告を解除しました。

全国各地で大水害を経験した首長が集まり、災害時に最低限、自治体トップが知っておくべき事項を取りまとめておりますが、その中に、「命が最優先。空振りを恐れてはならない。」と記載がされております。

今回の避難勧告は、平成21年7月の田布施川の関戸橋付近で氾濫しそうになった際に発令して以来であります。

また、10月22日の台風21号では、灸川の氾濫危険水位は10時20分に超えましたが、大雨警報が出ておりませんでした。潮位や気象状況、避難に関する時間の確保などを総合的に判断し、避難勧告は発令しませんでした。

今後も、気象情報等を的確に判断し、命を守ることを最優先に適切に判断していきたいと考えております。

次に、浚渫については、河川内に草木が急激に繁茂したことが、川の水位に影響を与えた可能性もあるため、県において、今年度、灸川の浚渫と草木の除去を行うための工事を追加で実施されると聞いております。

また、灸川の改修事業については、下流より順次実施されておりますが、引き続き事業を推進していただくよう町としても要請を行っております。なかなか工事の進捗が進まない状況で、このため、灸川の改修事業につきましては、県知事への重要要望として要望しており、今年度は監視カメラの設置についても新規に要望を行っております。

また、平成29年度末をめどに、町、県、下関地方气象台で構成する減災対策協議会において、今回の出水期の対応も踏まえ、逃げ遅れゼロを目標に地域の取り組み方針を取りまとめることとしております。

今後も、安心、安全なまちづくりに向け、様々な取り組みを推進してまいりたいと思います。
以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 台風18号で避難勧告が出されて、7地区以外の方も避難されたかどうか僕は把握していませんが、50人弱の方が東小学校のほうへ避難されたんですね。そうですね。一次避難場所は、東地区は東公民館ですよね。一次避難場所の公民館を勧告が出るような状況の中で、ある面強風が吹いたり、感覚的には大した雨じゃあなかったんですが、それなりの風が吹いている中、公民館を東小のほうへ移したっていう理由は何でしょう。教えてください。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 一次避難所につきましては、東田布施地域については東公民館を指定しています。その台風18号の際は、町内5カ所の避難地区を開設して対応したということです。先ほども町長の答弁でもありましたけど、16時35分に避難勧告を発令したときに、避難勧告の場合には、あそこの東田布施地域につきましては、灸川の氾濫した場合のこれまでも訓練等を行っておりまして、その際には東小学校に避難をするというふうに訓練でも実施しているような次第であります。灸川からも近いということもございますので、東田布施公民館から東田布施小学校のほうに避難されている方も含めてそちらのほうに変わっていただいたというような状況であります。

東田布施小学校の体育館でございますので、昼もございませんし、そういったところで、東公民館であれば昼の間もありますし、テレビ等もあるという、情報も聞けるというようなことで一次避難所については東公民館でございますけど、そういった灸川の避難勧告の場合は東小学校というふうに自治会とも協議しているような次第でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 避難ですから、ある面、緊急な事態なんですよ。そういう中で、晴れたいい天気のようなときに、高齢者、身障者の方々が移動するなら問題ないでしょうが、住民も公民館の方へほとんどの方が行かれる、一次避難場所ですからね。それが自然な人の流れだと思いますので、何らかの避難場所を東地区であれば、洪水が予想される場合は小学校のほうへということであれば、何らかの周知が必要な気がいたします。また、考えて、僕、今回、今日、質問5問ありますんで、この問題だけでもずっと話すことあるんですが、先に進めたいと思いますんで、この辺り、また一緒に知恵を出し合っていけたらと思います。

避難場所については一言、言っておきたいことがあるんですが、公民館や学校など、この町の建物もそうですけども、緊急時に住民が避難するっていうそういう発想なく、建築がされてると思うんですよ。ですから、田布施この近辺では災害に対する避難といえば、ほとんど台風が、その大雨、強風が考えられるんですが、そういう中で、公の建物は入口、出入口の扉が全て開き戸です。ですから、台風のとて、高齢の方が押す、あるいは引く、風で転倒するっていうふうなことが考えられますので、今後は改築とか、今第2庁舎も建築議論されてますが、新築とか改築が考えられる場合は、開き戸でなくて、引き戸を考えていってもらったらいいと思います。こういう問題は、今後も公の建物、総合的にどういう角度で使われるかわからないっていうことで、みんなで知恵を出し合って取り組んでいったらいいと思います。

灸川についても一言言いたいんで、最後に質問ができんようになったらまた次にまわしますから、灸川はちょっと一言言わせてください。灸川とJR、県道が交差しているクボタのところですけど、この水位計は堤防が3.1メートルあります。それで、判断危険水位は1.1メートルです。ですから、氾濫危険と言って、まだ残り2メートルもあるんですね。観測地点で洪水が発生するようなことはちょっと考えられんですね。それで、普通誰しも思うことは、もし川が氾濫するんでしたら、氾濫する可能性の高いところで測量するというか、そこで水位を観察するっていうふうなことを考えるのが普通だと思います。ですから、灸川の1番危ないようなところが僕はどのあたりかわかりませんが、

もう少し下流のほうじゃないかと思うんですが、交通の便のいい観測に行かれる町の職員の方の安全が確保できるようなそういうところに観測点を、県の河川を監督されてるところと話して移すなり、水位を先ほど変える考えはないという回答でしたが、1.1メートルの水位を見直すなり、あるいは当日の降水量を把握して総合的に判断する。僕は、1番はあの観測点、クボタのところは適当な観測点じゃあないような気がします。これも検討課題ということで、提案して次の2問目にいきます。

防災の視点から、ため池の管理について。

町内5地区のため池の数は。

ため池はどのように区分され、誰がどのように管理しているのか。

また、行政組織との位置づけは。

管理ができていない場合、行政はどのようにかかわるのか。

維持、管理、必要性を考慮して、埋めるという選択肢はあるのか。その場合、誰が決め、誰がどのような負担をするのか。

ため池の安全度のランク付けはされているのか。周辺住民への周知は。特に下流域の住民への周知は。

管理する担い手の将来不安はないのか。

予想を超える雨量が日本各地で多発しているが、田布施町のため池の堤防決壊の可能性はどうか。

以上7点、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

防災の視点から、ため池の管理についてのお尋ねですが、ため池の管理点検につきましては、ため池所有者、管理者による日常点検のほか、ため池点検パトロールを実施しているところです。

また、規模の大きいため池は、ハザードマップを作成し下流域への注意喚起を行っております。

しかしながら近年の災害が激甚化している現状から、平成26年度には、ため池所有者、管理者にため池の使用・管理状況について聞き取り調査を行い、ため池の一斉点検を実施しました。

これにより、本町にあります全てのため池、72のため池データベースを更新しております。

点検結果に基づき危険と判断されたため池につきましては、本町の防災計画において、危険ため池と位置づけております。

危険ため池につきましては、毎年、梅雨時期前に関係機関・地元関係者・消防署を交え、危険なため池パトロールを実施し、非常時の操作手順、連絡体制及び避難場所の周知、応急措置や日常管理、恒久的対策の必要性等について危険ため池点検票を作成し、ため池管理者に周知を図っているところです。

危険ため池の対策といたしましては、現在、実施しております国営緊急農地再編整備事業において、全てのため池を整備することとなっております。

危険ため池以外のため池につきましても、多くが江戸時代から明治において築造されたものであります。

また、近年の農業者の減少により利用されていないため池や管理不十分なため池も実在しており、ため池の廃止の検討やため池を放置しないようお願いをしております。

全国的にも、一斉点検の結果により、ため池の対策を検討する必要性が明らかになり、地域防災上のリスクの低減・除去を図る観点から国では定額補助で実施できる事業が創設されましたので、点検結果により対策の必要性の大きいため池については、ため池切開等の事業を推進し、防災・減災に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 危険ため池があるということですが、構造上の危険と、ため池の場合、子供が無断というんですか、侵入して水死するとかけがをすとかっていう危険、二通りの危険ってのが考えられるんですが、町長が今言われた危険というのは構造上というか、管理が行き届いてないという意味の危険というふうに理解したんでいいというふうに僕は受け取ったんですが。

それで72のため池があると言われたんですが、危険ため池というのはそのうちのどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 危険ため池は今、5つでございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） その5つの公表といいますか、何かホームページで、町のため池とか何とかっていう、こう見るとわかるとか、どの場所に5つがあるかっていうのを誰でも知ることができるんでしょうか、簡単に。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） それはちょっとしていませんけど、5つのため池のあるところの管理者、所有者、それとその下流域の方、その方々を交えて毎年梅雨前に点検パトロールを実施して、ため池の状況にもよるんですが、こういうときは低水位で管理してくださいとか、1年中低水位で水が貯まらないような管理をしてくださいとかそういうお願いをしておりますので、そこのある地区の方々は知っております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私の質問に下流域の人らの周知へというふうな質問をしますんで、そういうふうになっていれば、はい。

このため池問題取り上げましたのは、津波とか河川の氾濫とかっていうふうなのがいろいろ議論はされますが、同じその水の被害であるため池というのが、僕、ことし、議員になって5年目ですが、ため池というのが話題に出てなかったもんで、注意喚起の意味も含めて取り上げたものです。特に、危険5カ所のものについては地域住民を含めて対策取られているってことで、今後もぜひとも続けてもらったらと思います。

次にいきます。リスク回避の観点から、安価な飲料水の確保について。

香川県は来年4月に16市町の水道事業を統合し、全国初の1県1水道体制をつくる。国も広域的な連携が不可避として、県にリーダー役を求めていく。町長として山口県に1県1水道体制になるよう働きかけをお願いしたい。

柳井広域に属する市町の水道料金は、今日、石田議員が具体的な金額を示され、4,600、700円、何かその程度で、柳井広域1市4町はだいたいそのくらいの高額な料金となっております、使用料20立方メートルを県内で比較すると、安価な下松市、岩国市の3倍、高い下関市の1.5倍となっています。柳井広域に属する田布施町民として、早期の政治決着が望まれる。また、町として、田布施・平生水道企業団は2つの水源、田布施川と弥栄ダムとなっているが、防災、コストなどを考慮して水源の2系統をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

水道事業について、午前中石田議員さんの御質問にお答えをしておりますので、水道の広域連携と水源問題についてお答えさせていただきます。

水道事業については、国も施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境が厳しさが増していることを十分認識しており、事業者に対して広域的な連携強化を検討するよう指導しています。

県もこのような国の方針に対して、昨年度から広域連携に関する検討の場を設置し、市町や企業団

等からヒアリングを開始しております。

今後、県を中心として県内各地域の実情に応じた共同化についての幅広い検討もされていくものと思っています。

一方、柳井広域の水道事業広域化については、本年度6月30日に田布施町、柳井市、平生町、上関町、周防大島町、田布施・平生水道企業団、柳井地域広域水道企業団の1市4町2企業団で柳井市長を委員長とする柳井地域水道事業広域化検討委員会を設置いたしました。

この委員会において、柳井地域水道事業の広域化について検討することとなり、すでに業務の共同化について協議も進めております。

今後、さらに経営の一本化、最終的には事業統合に向けての協議を進めていくこととしております。

最後に、水源の2系統についての質問ですが、現在、田布施・平生水道企業団は弥栄ダムの水源と田布施川の水源の2水源により、水を田布施、平生両町に供給しております。

しかし、地震等による災害で柳井地域広域水道企業団からの水の供給ができなくなった場合においては、田布施川の水により2町への供給が必要となる場合も想定されます。

このため、2水源を持っている田布施・平生水道企業団は、経営効率としてはよくありませんが、災害等による緊急時の水対策としては十分機能することができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 水源の2系統についての必要性を町長は言われましたが、災害時を考慮した場合の保険の意味で、ある程度の費用負担はやむを得ないというように私は理解しましたが、そういう意味では同感の部分があります。ただ、柳井広域が1つになる方向でかたまっても、高いところはみんな一緒になったら高いままなんですすね。経営効率は若干できて、そりゃあ5%、10%ぐらい安くなってもそんなに高くありません。どういうことかといいますと、旧の由宇町を見てもらったらわかると思うんです。由宇町、規模が小さいですから、高い水道料金でも大きな岩国にこのちっちゃいところが飲み込まれれば、全体で割ればこの分が高いのが入ったんかわからんぐらいで山口県でも由宇町が岩国に入ったにもかかわらず、1番安い下松と岩国市はほとんど変わらずに安いままだという。だから、その柳井広域の高い大島、上関、その田布施、柳井この辺りは、山口県的に見ると、規模が小さいわけですから、1県1水道体制になって、大きなものの中に小さく入れば全体で割れば紛れ込んで1戸当たりにしたらそんなに。この地区の人は安くなってえかったのうと。そして、安いところは岩国、下松当たりの人は反対されるかわかりませんが、3番目ぐらいに安いのは二千元幾らぐらいだったんで、そういうところはそんなに金額的には変わらんでしょうから、ぜひとも強く強く町長、機会あるごとに、県のほうへ来年4月には香川県は1県1水道体制になりますんで、その香川県を見本に、広島の方も話が進んでいるようですから、山口県も何とか話を進めていこうということで県の方へアピールをお願いしたいんですが、どんなもんでしょう。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 去年、一昨年ぐらいからその件は県のほうに対しては申し入れをし、ひとつ県一律化の水道料金にしてくださいと。県民全て統一であるべきだと思うんですがという話をしながら、県のほうにはその話をしております。今の知事になられてから、再三その件も申し上げておりますし、前の山本繁太郎知事、2年間ぐらいでしたが、そのときに随分経緯のことも話して、お叱りも受けたが、そういう要望した経緯がありますので、これからも引き続いて。これはもう本町だけの問題だけではありません。この近辺の高料金対策で苦勞している、高い水道料かかっている。全て同じ思いでありますので、しっかりとその辺は申し入れていきたいというふうに思っています。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 引き続き、よろしく申し上げます。

4番目の問題にいきます。危機管理の視点から北朝鮮ミサイルについて。

9月議会で議員2人の質問があった。11月29日に新型ミサイル火星15号が発射された。ロケット軌道で高度4,500kmに達し、青森沖の日本海の排他的経済水域に落下した。北朝鮮は経済的には困窮しているが、今回の発射成功で核戦力が完成したといえる。世界情勢は常に変化している。新たなニュースなので、住民が安心、安全な生活を送るため再度私は質問をいたします。町として、どのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

まず、私は、我が国の平和と安全を確保するためには、不断の外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であると考えております。

しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またその恐れがある場合、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要があります。

このため、本町では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、我が国が外部からの武力攻撃を受けた場合や平常時に大規模なテロ等が発生した場合に、町内に居住又は滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置など、国民の保護のための措置等を定めた「田布施町国民保護計画」を平成19年1月に策定し、あわせて田布施町国民保護対策本部及び田布施町緊急対処事態対策本部条例を定めております。

本計画の内容を簡単に説明しますと、本町が対象とする事態の想定は、他国からのミサイル攻撃、核兵器、生物兵器、サリン等の化学兵器が使用された場合の武力攻撃事態、また、攻撃対象施設等の分類による緊急対処事態などを想定しております。

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項として、9つの基本方針を定め、かつ、平素からの備えや予防措置として、各課における平素の業務や町職員の参集基準、関係機関との連携体制などを盛り込んでおります。

その他には、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置として、田布施町緊急事態連絡室や対策本部の設置、また、住民への警報内容の伝達、避難の指示や誘導、救護、安否情報や被害情報の収集・提供及び広報、保健衛生の確保、国民生活の安定に関する措置、そして、復旧等について定めております。

本町の弾道ミサイル攻撃への具体的な対応については、先ほど御説明申し上げました田布施町国民保護計画に基づき、国からの要請で町ホームページに掲載するとともに、以前、回覧で弾道ミサイル落下時の行動について注意喚起をしたところでございます。

また、11月1日に、10時頃、全国一斉の緊急地震速報訓練にあわせて、役場及び各公民館で職員の身を守る訓練として、姿勢を低く、手や腕で頭や首を守るシェイクアウト訓練を実施し、また、来庁者への呼びかけ訓練も行いました。

その際、事務所内の家具類の点検、落下、移動防止対策等について各課でチェックし報告するよう指示をしたところでございます。

このたびのミサイル発射を受け、県の緊急事態連絡室や関係機関等と連携し、これまで行ってきた被害状況などの情報伝達訓練など、さらに効果的な訓練を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 北朝鮮のミサイルの攻撃があるかどうかというのはいわかりませんが、訓練として計画されたりすることは災害の避難等の訓練なんかに生きると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

最後の質問にいきます。きょうの質問者8人の中で、半分の4人目の私が質問者となります。第2庁舎新築についてお尋ねします。

耐震基準に満たない中央公民館の対策として、第2庁舎新築案が示された。役場本庁舎については一定の方向性はついたので、よいタイミングでの提案といえる。しかし、第2庁舎の必要性の有無、建物の規模や構造などの選択肢等、検討すべきことは残されている。現在の新築案はどのような検討のもとで提示されたのかお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えします。

石田議員、瀬石議員、西本議員の質問に答弁させていただいておりますが、町職員で構成する庁舎問題等検討プロジェクトチームから、11月27日に報告書が提出されました。

このプロジェクトチームは、昨年10月末に、課長補佐、係長、建築士、保健師等の6名で設置し、本庁舎の新築及び耐震補強の検討、エレベーターやバリアフリーなどの検討、中央公民館の老朽化問題、保健センター問題等を含め検討をしております。

今回、提出された報告書には、残る中央公民館や保健センターの問題点、第2庁舎整備の必要性や4つの基本理念及び建設場所・レイアウト・年次スケジュール・概算事業費などの案を詳細に報告してくれています。

今後、町議会や庁舎問題等検討町民委員会と協議しながら、できるだけ早期に計画を具体化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） プロジェクトチームで検討された案というのは、この後また示されるんですが、僕はかなりいいものできているんじゃないかと思っております。ただし、これは新築ということは、決定してからの話じゃないかというふうに思うわけなんです。この第2庁舎、確かに、中央公民館、学校教育課、社会教育課、いろんな組織が入っておりますが、この建物が要るか要らないか、物事を決めるのに、もう行政のほうの提示されている第2庁舎の提案というのは、要る。要るんならいいものという発想だと思うんです。要るんでも、いろいろ考えればコンクリートで6億1,000万円じゃなくて、木造で2階建てとか、柳井市の余田小学校や日積小学校、プレハブっていうんですけども、2階建てのプレハブなんですね。だから、こういうふうに安くっていうふうな方法も考えられますし。

第2庁舎いらないという発想のもとに、なぜそういうかと言いますと、耐震化でエレベーターがつくんです。エレベーターがつくということは1階のスペースも2階のスペースも3階のスペースも、高齢者にとっても、身障者にとってもハンディなしに、同じ条件で全てのスペースが事務所として使えると。そして、瀬石議員も盛んにこの庁舎内の空きスペースのことを言っていましたが、いろいろスペースがあると思います。1階にも期日前投票や税務申告をするような臨時的に使うようなスペースもあります。だから、とにかく日常的に使わないスペースを全て空きスペースとして検討すれば、保健センターの組織まで入るかもわかりません。

だから、そういうふうな、まず田布施の財政力を考えたら、今日、夕張みたいになったらいけないという話が町長のほうからも何かの議員なりだちの頃にとかいう話も出ましたが、とにかく無駄なお金を使わずに、将来若い世代に負担なく田布施に安心して住んでもらうように、とにかく有効に使えるものはエレベーターが耐震化でつくわけですから、空きスペースをみんなで知恵を出し合って、1つの建物に全組織が入れば、効率もいいわけですしね、作業効率も。

だから、そういう発想の、今回の第2庁舎の新築の提案というのは、僕は1番もとの出発点、原点が僕の思いと行政が提示している案とが出发点が違うと思うんですね。必要か必要でないか。この議論が、原点が僕は行政に欠けると思います。空きスペースを利用すれば全ての組織が入るかもわかりません。どうしても、その期日前投票をどこかの公民館でやるとか、この周辺部の自治会の方が会館が必要だとかというようなことになれば、どうしてもスペースがいるんなら、それじゃあ何らかの

建物をそしたら建っていかんにやいけんかとか。やっぱり発想を変えていく必要があると思います。3分前になりましたが、原点が違うということを指摘して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） これをもって、一般質問を全て終わります。

暫時休憩をいたしますけれども、再開は、10分にします。再開は4時10分にしますので早めに休憩に行ってください。

午後 4時03分休憩

午後 4時10分再開

○議長（清神 清議員） それでは休憩をほどきます。

日程第5. 議案第54号

日程第6. 議案第55号

日程第7. 議案第56号

日程第8. 議案第57号

日程第9. 議案第58号

日程第10. 議案第59号

日程第11. 議案第60号

日程第12. 議案第61号

日程第13. 議案第62号

日程第14. 議案第63号

日程第15. 議案第64号

日程第16. 議案第65号

日程第17. 議案第66号

日程第18. 議案第67号

日程第19. 議案第68号

日程第20. 議案第69号

日程第21. 議案第70号

日程第22. 議案第71号

日程第23. 議案第72号

○議長（清神 清議員） 日程第5、議案第54号専決処分の承認について（平成29年度田布施町一般会計補正予算（第4号））から日程第23、議案第72号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてまで、19件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました19議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第54号は、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました平成29年度田布施町一般会計補正予算（第4号）について、承認をお願いするものであります。

補正内容は、10月10日に公示された10月22日投開票されました衆議院議員選挙に伴う選挙費であります。

歳入には、県委託金1,126万5,000円を計上し、歳出では、投開票立会人等の報酬、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示場設置委託料、備品として最高裁国民審査投票読取集計機などの選挙経費として1,162万3,000円を計上し、予備費を35万8,000円減額し、歳入歳出それぞれ1,126万5,000円の追加補正とし、予算総額を59億9,772万6,000円としております。

次に、議案第55号は、田布施町一般会計補正予算（第5号）であります。

歳入の主な内容ですが、国庫支出金は、介護・訓練等給付費や障害児通所支援事業などによる増額補正であります。

県支出金については、介護・訓練等給付費や小行司特産加工センター改修事業などによる増額補正であります。

財産収入は、町有地売り払いによる増額補正であります。

諸収入の増額補正は、ボートレースチケットショップ・オラレ田布施に係る周南市事務協力金の増額見込みや後期高齢者医療の療養給付費負担金に係る広域連合からの過年度精算などによるものであります。

なお、収支調整として、財政基金からの繰入金を2,000万円を計上しております。

次に歳出ですが、各費目におきまして、共済費の臨時改定や結婚・出産予定などに係る職員人件費の補正を行っております。

各費目の主な内容ですが、まず、民生費は、障害者自立支援事業費や障害児通所支援事業費の増額見込みによる他、前年度精算による返還金の追加計上による増額補正であります。

農林水産業費は、小行司特産加工センターの厨房改修工事に伴う増額補正であります。

土木費は、下水道事業特別会計の歳入において、県道拡幅に伴って支障となるマンホールポンプ制御盤の移転補償費が減額となることから、下水道事業特別会計繰出金を増額補正するものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ8,656万4,000円を増額補正し、予算総額を60億8,429万円とするものであります。

議案第56号から第58号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第56号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

主な補正内容は、高額療養費の増額補正であります。

なお、増額分は、予備費を減額補正しております。

議案第57号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。主な補正内容は、県支出金の減額補正であります。

議案第58号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。主な補正内容は、保険給付費の組み替えによるものであります。

以上が、予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

議案第59号は、田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定であります。

本案は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるものであります。

これにより、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する者が一定期間必要な場合や、一定の期間のみの業務の発生や業務量増加がある場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができるようになります。

この他、部分休業を取得する職員の代替等に、職員を任期付短時間勤務職員として採用することも可能となります。

なお、附則において、この条例の制定に伴い必要となる「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「田布施町職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものであります。

議案第60号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、組合休暇に関する規定を設けるものであり、職員が任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合、一の年につき20日を限度として無給休暇を与えることができるようにするものであります。

議案第61号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、非常勤職員については、子が1歳6カ月に達するまで育児休業ができることになりました。

本案は、その間、保育所等における保育の申込みを行っても入所できない場合には、その子が1歳6カ月から2歳に達するまで、育児休業を延長することができるようにするものであります。

議案第62号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

本案は、55歳を超える職員の標準昇給号給数を、県に準じて、2号給から1号給に改正しようとするものであります。

なお、給与改定については、山口県人事委員会勧告に準じ、来年4月から扶養手当を改正する予定にしておりますが、3月議会において条例改正をお諮りいたします。

議案第63号は、田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正についてであります。

これまでの条例では、町外の小学校に就学している児童は、町内に住所を有していても町内の児童クラブへの入所は認めておりませんでした。

これについて、本年5月に「放課後児童の保育に関する条例に関する陳情書」が9月定例会において採択をされました。

今回の改正は、その陳情採択を尊重し、町内に住所を有し町外に就学している児童の児童クラブへの入所を可能としようとするものであります。

議案第64号は、田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

小行司特産加工センターの位置については、圃場整備の換地により変更となっておりますが、条例で規定する位置を変更しておりませんでしたので、今回訂正しようとするものであります。

議案第65号は、田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、下水道事業計画区域外からの流入に対する分担金について、田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の適用を受けることを明文化することと、都市計画法第29条に規定する許可を要する開発行為（1,000平米以上）が施行者の負担による下水道を整備した場合に、当該土地に係る下水道受益者負担金又は分担金を減免し、開発行為の促進を図るため、条例を改正するものであります。

議案第66号は、田布施町営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の改正に伴い、認知症である者、知的障害者、精神障害者である者等が、本人の申告によらず、町長による代理申告が可能となるよう、公営住宅法及び関係政省令が改正されたため、条例を改正するものであります。

議案第67号から議案第72号は、田布施町のんびらんど・うましま、田布施町地域交流館、たぶせ特産加工センター、小行司特産加工センター、田布施町心身障害者福祉作業所、田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定に関するものであります。

この6施設は、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っており、今年度末で4回目の指定管理期間が満了となりますので、各指定管理者から提出された実績報告書等から課題や問題点を整理しました。

これにより、本年9月に議員全員協議会等でご協議いただきましたように、指定期間を平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年として、再指定しようとするものであります。

各施設の指定管理者につきましては、最も適切にこれらの施設の管理を行う能力を有する団体及び法人と認められますので、引き続き随意選定により指定管理者として指定することが適当であると判

断したところでございます。

なお、管理を行う上での詳細な事項につきましては、協定書により管理の徹底と円滑な事業運営がなされるように事業報告書の提出等によりまして、公の施設の設置者として指導監督を図っていくこととしております。

なお、全員協議会でいただきました御意見につきましては、各指定管理予定者と十分協議し、効率的で適正な管理運営の実現に町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上、本日提案申し上げました議案19件について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、宜しく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第54号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第55号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第56号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第57号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第58号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第59号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第60号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第62号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第63号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第64号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第65号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第67号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第68号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第69号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第70号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第71号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第72号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第72号までの19件は会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

午後 4時30分散会

（ベル）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 國 安 和 夫

署名議員 谷 村 善 彦

議事日程(第2号)

平成29年12月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号
専決処分の承認について(平成29年度田布施町一般会計補正予算(第4号))
(委員長報告)
- 日程第3 議案第55号
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第56号
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第57号
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第58号
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第59号
田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
(委員長報告)
- 日程第8 議案第60号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第9 議案第61号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第10 議案第62号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第11 議案第63号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第12 議案第64号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第13 議案第65号
田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第14 議案第66号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)

- 日程第 1 5 議案第 6 7 号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 7 1 号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 7 2 号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 2 1 陳情第 2 号
「協同労働の協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 追加日程第 1 陳情第 2 号
「協同労働の協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 3 委員会提出議案第 1 号
田布施町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 4 号
専決処分の承認について (平成 2 9 年度田布施町一般会計補正予算 (第 4 号))
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 5 5 号
平成 2 9 年度田布施町一般会計補正予算 (第 5 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 5 6 号
平成 2 9 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 7 号
平成 2 9 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 6 議案第 5 8 号
平成 2 9 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 5 9 号
田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

- (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 6 0 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 6 1 号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号
田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号
田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 7 1 号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 7 2 号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 2 1 陳情第 2 号
「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 追加日程第 1 陳情第 2 号
「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 3 委員会提出議案第 1 号
田布施町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 4 閉会中の継続調査について

出席議員（13人）

1 番 畠中 孝議員

2 番 國安 和夫議員

3番	松田規久夫議員	4番	西本 篤史議員
5番	國本 悦郎議員	6番	谷村 善彦議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	林山 健二議員
9番	河内 賀寿議員	10番	石田 修一議員
11番	木本 睦博議員	12番	竹谷 和彦議員
13番	清神 清議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	岩本 周平君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
総務課主幹	堀 昌子君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課主幹	田中 和彦君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君		

午前9時00分開議

（ベル）

○議長（清神 清議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、瀬石公夫議員、林山健二議員を指名します。

- 日程第 2. 議案第 5 4 号
- 日程第 3. 議案第 5 5 号
- 日程第 4. 議案第 5 6 号
- 日程第 5. 議案第 5 7 号
- 日程第 6. 議案第 5 8 号
- 日程第 7. 議案第 5 9 号
- 日程第 8. 議案第 6 0 号
- 日程第 9. 議案第 6 1 号
- 日程第 1 0. 議案第 6 2 号
- 日程第 1 1. 議案第 6 3 号
- 日程第 1 2. 議案第 6 4 号
- 日程第 1 3. 議案第 6 5 号
- 日程第 1 4. 議案第 6 6 号
- 日程第 1 5. 議案第 6 7 号
- 日程第 1 6. 議案第 6 8 号
- 日程第 1 7. 議案第 6 9 号
- 日程第 1 8. 議案第 7 0 号
- 日程第 1 9. 議案第 7 1 号

○議長（清神 清議員） 日程第 2、議案第 5 4 号専決処分の承認について（平成 2 9 年度田布施町一般会計補正予算（4 号））から日程第 1 9、議案第 7 1 号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで、1 8 件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 1 2 月 1 1 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 4 号、議案第 5 5 号及び議案第 5 9 号から議案第 6 2 号の議案 6 件について、1 2 月 1 5 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案 6 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 5 4 号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。残りの議案 5 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る 1 2 月 1 1 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 6 号から議案第 5 8 号及び議案第 6 3 号から議案第 7 1 号までの議案 1 2 件について、1 2 月 1 3 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案 1 2 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案 1 2 件にかかる本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。

それでは、これから、議案第54号専決処分の承認について（平成29年度田布施町一般会計補正予算（4号））を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第55号平成29年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（2号）の議定についてから議案第58号平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算（2号）の議定についてまで3件を一括して採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第56号から議案第58号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号田布施町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号田布施町特産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号田布施町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定についてから議案第71号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで3件を一括して採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第69号から議案第71号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第72号

○議長（清神 清議員） 次に、日程第20、議案第72号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条により、石田修一議員の退席を求めます。

〔石田修一議員退席〕

○議長（清神 清議員） 同じく、私議長が除斥となりますので退席をいたします。副議長の交代のため、ここで暫時休憩といたします。よろしく願います。

午前9時14分休憩

午前9時15分再開

○副議長（畠中 孝議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第72号について、12月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案第72号につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上もちまして、議案第72号にかかる本委員会の報告といたします。

○副議長（畠中 孝議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（畠中 孝議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第72号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（畠中 孝議員） なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第72号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（畠中 孝議員） 起立全員です。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

石田修一議員の復席を求めます。

〔石田修一議員復席〕

○副議長（畠中 孝議員） 議長と交代のため、ここで暫時休憩します。

午前9時18分休憩

午前9時19分再開

○議長（清神 清議員） では、休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

日程第21 陳情第2号

○議長（清神 清議員） 次に、日程第21、陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。お手元に配付の追加分陳情文書表のとおり、陳情第2号は、経済厚生委員会に付託いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午前9時19分休憩

午前9時29分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

追加日程第1 陳情第2号

○議長（清神 清議員） 追加日程第1、日程第21、陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 陳情第2号について、経済厚生委員会の報告をいたします。

本日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第2号について、先ほど審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。陳情第2号について、審査、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、陳情第2号にかかる本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 委員長、申しますが、不採択の理由は時期が早いということなんです。そういうことがあれば、もう少し様子を見るために、次の議会までに検討をするという、そういう方法というのは、私にはあるように思えるんですが。

明らかに、田布施町にとっては、この陳情がふさわしくないというのであれば、理由が、いいと思うんですが、時期が早いというのであれば、もう少し考えてみる、そういう必要が、私にはあると思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（清神 清議員） 木本委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） この陳情の法案はですね、国会でも、まだ、提出をされていない状態なんです。しかも、山口県下の市町村では、まず、田布施町が一番最初にこれが出されております。

しかも、まだ、どこの市町も、まだ、県のほうも、これをまだ採択しておりませんし、まだ時期が早いのではないかと思います。

9月議会でも継続、一応しておりますし、この法案が正式に通ったあと、また、陳情が出ますので、その時、また、検討したいと思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） よそがやってないからっていう、何かを取り組む場合は、どこかがやらんやいけんわけなんです。それで、今盛んに働き方改革とか、いろいろ言われているわけです。ですから、この中身がふさわしくなければ不採択、検討する価値があれば、田布施が国会に向けて、ものを言うというの、どこかがやらなきゃいけないわけですからという、私は気がしますんで、時期尚早の具体策というのは、自分としてはふさわしくない。田布施が先導に立ちたくないんであれば、継続審査という形のほうがふさわしいような気がしますんで、質問をさせていただきました。

○議長（清神 清議員） 答弁は、返答は要りませんか。

○議員（3番 松田規久夫議員） 要りません。

○議長（清神 清議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に対する陳情書を採択いたします。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に対する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議員（3番 松田規久夫議員） 起立者がございません。したがって、陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第22. 議案第73号

○議長（清神 清議員） 次に、日程第22、議案第73号田布施町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました議案第73号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第73号は、田布施町農業委員会の委員の任命についてであります。農業委員会等の法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制となったことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、田布施町農業委員を任命するものであります。同法律は、農業委員が担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規農業者の参入促進など、農地利用の最適化の推進を目的に、平成28年4月1日から施行となったものです。

田布施町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、田布施町農業委員会委員候補者の推薦募集に関する規則に従い、団体からの推薦や公募によるみずからの意欲を持ち、応募された方々であります。

また、田布施町農業委員会委員候補者、評価委員会を開催し、適任であると評価された7名の候補者であり、委員としての適任であると考え、任命するものであります。よろしく御審議を賜り、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第73号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。議案第73号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第73号は、同意することに決定をいたしました。

日程第23. 委員会提出議案第1号

○議長（清神 清議員） 次に、日程第23、委員会提出議案第1号田布施町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。提案理由の説明を求めます。畠中議会運営委員長。

○議会運営委員長（畠中 孝議員） 田布施町議会委員会条例の一部改正について、このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

失礼いたしました。それでは、田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案

理由を申し上げます。

現在、田布施町議会委員会条例の規定では、議会広報広聴調査委員会の所管事項は、議会広報の発行に関する事項となっております。そのため、議会広報広聴調査委員会の名称と所管事項を整合させる必要があり、名称を議会広報広聴調査委員会から議会広報委員会に改めようとするものです。

また、この名称変更のほか、総務文教委員会及び経済厚生委員会の名称表記が委員会条例の中で不統一となっております。このため、名称の不統一を解消し、委員会名称を総務文教委員会及び経済厚生委員会に統一しようとするものでございます。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。委員長提出議案第1号の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。委員会提出議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、委員会提出議案第1号田布施町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 閉会中の継続調査

○議長（清神 清議員） 次に、日程第24、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報広聴調査委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。

平成29年第6回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午前9時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

副 議 長 畠 中 孝

署名議員 瀬 石 公 夫

署名議員 林 山 健 二